

図1 社会福祉における実践対象の位置づけ  
(作成：岡部卓)

制度対象としての貧困問題と考えられ、生活保護制度の対象となっている貧困層（被保護層）は「制度によって規定された」層であり、貧困層の一部と考えるのが妥当であろう。そこには制度対象とならない多くの貧困層が存在しており、2 (1) に挙げた貧困問題の態様のなかでも実践対象としての貧困問題、さらにはここでは把握できない福祉対象としての貧困問題があることにも留意しておくなければならない。

2) 貧困問題とソーシャルワーク実践

貧困問題の緩和・解決に対して社会保障・福祉各制度等が直接・間接にかかわってくる。社会福祉の制度概念においては、最低生活水準以下の生活状態にある層を「貧困層」（これは要保護層に相当）、また要保護層と同等あるいはそれに近い生活水準にある層を「低所得層」と限定して使用している。そして、貧困対策として実地調査を要件とする生活保護制度、低所得者対策として所得調査（制限）を要件とする社会手当制度、生活福祉資金貸付制度、ホームレス対策等がある。これら貧困・低所得対策を総称し公的扶助制度と範疇化している。また対人サービスである社会福祉においては資産・所得の多寡等にかかわらず、援助・支援が必要な場合にかかわることになる。

代表的制度である生活保護制度の枠内において議論がされ、それ以外では、あまり活発な議論は行われてこなかった。

いまでもなく、生活保護制度は、国家が国民・住民を対象に最低生活保障（給付）と自立助長（対人サービス）を行う制度である。そこでは、生活困窮（＝貧困、要保護）状態にある人・世帯に対し最低生活保障（給付）と同時に自立・自律（以下、自立とす）に向けた援助・支援活動（対人サービス、ソーシャルワークのことを指す）が行われる。そこで言われていることは、最低生活保障と自立助長の関係をどう位置づけるのか、また自立助長とは何を指すのか、さらには利用者生活再建につながる援助・支援とはどのような関係性・プロセス・内容であるのか等、の議論である。これらの諸点は、生活保障制度にソーシャルワークをどのよう位置づけたらよいかということでもある。

以下、これまでの研究動向を概観する。研究上の質的転換が図られた点を区切りとして、それと、とりあえずは、大きくは、次の三つの時期に分けて整理する。

一つ目は、現行生活保護制度制定から定着期にかけて行われた議論である。それは、生活保障においてソーシャルワークをどのように位置づけられたらよいかを争点としている。それは、はじめに、制度発足当初は、厚生官僚の手によって制度解釈（1950～1953）が、次いで厚生官僚、フィールド、研究者によって制度定着と充実を図るべく論争（「公的扶助サービス論争」（1953～1954））が、そしてそれを発展させる形で研究者の間で論争（「仲村・岸論争」（1956～1963））が行われている。

二つ目は、制度展開期においては、第一期に論じられた「政策が技術か」を止揚する方向で主として研究者の間で議論されている。

三つ目は、制度委任期において、第一期、第二期から論じられてきた最低生活保障と自立助長の関係を「統合か分離か」の論争（1990～2000、2003～2004）や、生活保障場面に於けるソーシャルワーク定着に向けての研究（1998～）や制度見

直しに伴う自立概念の問い直し等の議論（2003～）がされている。以下、順にそこで論じられている要点のみ概括的に述べる。なお、本稿では詳細な理論的検討には立ち入らない。

1. 制度導入・定着期における議論

制度制定・実施に当たり、厚生官僚である小山、木村、黒木によって生活保障における自立助長やケースワークの位置づけがされている。

小山は、自立助長を「凡そひとはすべてその中に何等かの自主独立の意味において可能性を包蔵している。その内容的可能性を助長育成し、而して、その人をしてその能力に相応しい状態において社会生活に適応させること-----貧民防止ということは-----そのような調子の低いものではない」（1950:92-93）。また別な箇所でも「公私の扶助を受けず自分の力で社会生活に適応した生活を営むことのできるように助け育てて行くこと」（1950:94）とも述べている。また、ケースワークを「『実行力』（1950:96）と規定し、「金銭給付や現物給付だけの物質的扶助」（1950:96）では十分ではない者がケースワークの対象になるとし、その例として労働能力を怠る者を挙げケースワークの必要性を主張している。

木村は、「自立を助長するという自立更生をはかるにある」「この種の制度に伴いがちの惰民の養成といった弊害を生じせぬようにしよう」というものとして（1950：117）としている。

小山は自立助長を貧民防止とはとらえない高い理念を掲げ、ケースワークを被保護者の一部に適用することが必要とし、木村は貧民防止のために自立更生を挙げている。その後、小山、木村の自立助長をめぐる考え方の違いやケースワークの位置づけをめぐる現場の混乱を招いている。

そこで黒木はこのような事態を取捨し生活保障におけるケースワークの定着・充実を図るべく、雑誌『社会事業』において公的サービス論に関する論稿を出し、研究者、実務家等にそのことについて議論を深めていくことを呼びかけている（「公的扶助サービス論争」1953～1954）。

そこで黒木は、小山が規定したケースワークを事実行為とする考え方を踏襲しているが、ケースワークの対象を小山の述べた一部の者からすべての被保護者にとって必要不可欠であると主張し、それは「例えば扶助金品を粉薬とすれば、サービスはそれをのませるための水のとたとえべきものであらう」(1953: 8) としサービス(ケースワーク)を制度利用を円滑に促進する手段と位置づけている。また、サービス(ケースワーク)を福祉の「依存性」除去のために必要であるとし、その担い手である社会福祉主事の技能に期待している。

この黒木の主張に対し、木田は、保護と社会事業における「技術」(人間関係の調整)は車の両輪で両方が必要であるとしているが、制度環境やそれを支える人的・財源体制が不十分であることが指摘。それ以上に人間関係調整「技術」の貧困が問題であるためそれを克服していくことが最も重要と強調(1953: 4~11)。大原は保護においてケースワークは必要であるが法の範囲内でワーカーが有効に使いこなせる幅や程度にとどめるべき(1953: 7~12)。池川もケースワークは必要と認識するがそれは生活保護法に規定された職務以外の仕事であり、それを行なう前提として労働条件の整備等を行うべき(1953: 4~6)小川は国民の権利を守るためには民主主義原理に基づくサービス(ケースワーク)の提供が必要(1953: 26~34)、岡村は民主主義社会における社会事業の一環としてケースワークを位置づける必要性とそれを困難にしている状況(制度自体に内在する問題等)の打開を(1953: 18~25)、田中は被保護者の要保性にはケースワークが必要(1954: 16~24)とそれぞれ主張している。

これら議論は、黒木の主張する自立助長、自立助長を実現するためのケースワークの役割・機能、それを担う社会福祉主事の役割に対して、各論者それぞれの観点から支持あるいは批判検討している。とりわけ、ここでは制度と技術(政策と技術)にかかわる公的扶助ケースワークは、制度とどう向き合おうべきかという論点(制度の機能や公的扶助労働のあり方)を提示していたといえ

う。その後、これら議論を引き継ぐ形で、二人の研究者の間で論争が行なわれる(「仲村・岸論争」(1956~1963))。

仲村は、これまで論じられてきた公的扶助におけるケースワークを「公的扶助と機械的に分離して理解しようとするのではなく、公的扶助に即したもとして考えようとするものであり、しかも公的扶助をケースワークの手段とするのではなく、ケースワークを公的扶助の手段とするような方向でなければならぬ」。また「ケースワークの原理として最も重要視されるべき自己決定」が大事であるとし、「対象者の立場ないしはその人格を尊重し信頼するという根本の原理に発する技術論が前面に出てしかるべき」(1956: 46~55)と主張した。

これに対し岸は、公的扶助とケースワークの分離は正しいとし、その理由として「ケースワークは公的扶助の課題である貧困の問題をささえも基本的にパーソナリティ等々個人の問題に帰し社会に対して適応させることによって問題の解決をはからうとするもの」であると批判、さらにケースワークはクライエントの要望がないかぎり「個人生活の外からの介入」でありひいては「人権侵害」にもなる。また、ケースワークそれ自体が一つの手続き体系であり仲村の主張した「公的扶助をケースワークの手段」とはならない、等としている(1958: 3~11)。

この岸の批判に対し、仲村は、「社会的制度としての公的扶助が個々の対象者に具体化される過程で、その制度の精神なり目的なりに少しでも接近しようような措置として展開されなければならぬし、その過程を進めるうえで、ケースワーク的知見に学びうるものが多いのではないか」そして「公的扶助ワーカーは……合法の枠の中でできるだけ対象者にとって有利に限られた保護を活用すること等を挙げていく(1958: 3~11)。

その後も仲村、岸は、それぞれ論争を重ね、仲村においては生活保護制度とケースワークの関係、ケースワークの原理・プロセス、手段と方法等について(1957改訂版1978a, 1978b)、また岸

においては公的扶助の性格とそこでのワーカーの役割と課題等(権利意識の醸成と階級の自覚への働きかけ等)について言及している(1965)。

2. 制度展開期における論議

公的扶助サービス論争や岸・仲村論争を通して行なわれた議論を止揚する形で、白沢、小野らによって研究がなされている。

白沢においては、これまでの一連の議論(厚生官僚の権限運用、サービス論争、岸・仲村論争)を巡視し、今後の残された研究課題を次のように提示している。白沢は、岸・仲村論争に関して、仲村は「サービス論争」の民主的側面での遺産(市民思想の否定、法施行過程の重視)を引きつぎながら「行政過程の民主化」の内容をおしすすめた積極的な意義(1968:131)を、また、岸は「仲村理論におけるマイナスイメージの警鐘をならした意義はつよいが……もともと身近な問題領域での実証的な分析を通じて、その内的法則性を分析されない限り、教条化の批判をうけざるを得なかった」(1968:132)と評価している。そして岸・仲村論争の「残された課題」として、「第1には、……公的扶助の『経済的社会的』規定性を『客観的事実』として、どうとらえるか。それは、『公的扶助』制度をつらぬく『客観的法則性』の把握が不十分で『資産調査』と『権利性』の矛盾関係の法則的把握が残されていた。『歴史的』には『非貧』と『権利助長』の関係と展望の課題であり、『社会的』には、現在の『社会構造』の中でどういう関係になっているのかの実証的研究である」。また「第2に、環境変革(保護基準と法体制)と自己変革(人間性再建と助長)の統一の把握における『人間像』研究の課題である。それは新しい意味での『自立助長』の課題でもある」。そして「第3に、その人間像形成過程への『ワーカー側の働きかけ』をめぐっての『意識性』の課題は、特に社会福祉主事の『専門性』の科学的內容研究の課題でもある」と総括している(1968:132~133)。そして、これまでの論争は、厚生官僚から研究者、そして現業員の発言へと移ってきており、「公的扶助ケースワーク理論の

再構成をめざすなら、どうしても、『現業からの発言』『扶助者からの発言』を集め分析する必要がある(1968: 133)としてワーカーや利用者の「声」を反映した援助論の必要性・重要性を主張している。そして、「実践的観点」から見ようとするとするならば、主として従事者運動の視点とくに『自治研運動』と『公扶研運動』に焦点を合わせなければならぬとし、公務労働、公的扶助労働の歩み・活動を通して「貧困者の民主的人間像」形成の問題が何かが問われて来る。それには扶助者を取りまき、『環境』変革と「人間」変革をめぐって、『公的扶助処遇論』研究の『視角』をどうとらえるのかが重要となってきた。いわゆる『扶助者をめぐる問題』を『行政運営的視点』から「人間形成論的(教育的)視点」への研究視角が問題化されてきたのである(1970:123)としている。

その後、白沢は、教育的視点を取り入れた人間形成論をつくり出していくことになる(1984, 1987)。そこでは、貧困者の「生活力」(生きる力)を生生活意欲、生活知識、生活技術を主な内容とする実践のあり方を提示し生活力形成を目的とする公的ケースワーク論をフィールドのワーカー等と共に展開することになる。なお白沢の論稿は、後述する小野によって制度との関係が明確でないこと、また教育とソーシャルワークの異同性が不明である点等について批判を受けている。

また、小野においても、これまでの論争等を整理し、次の3つの点において問題があると指摘する。①(1) 制度の性格・枠組=制度論から出発した処遇論が論じられ、対象論(貧困論)から出発した処遇論の検討がなかったこと、(2) ケースワーク概念を個人の社会への適応技術と固定的に把握し、同時に社会生活への適応の意義やその概念が十分検討されず、全体に否定的に把握されていること、(3) 経済問題に伴うさまざまな生活問題=生活要求の把握と社会福祉資源の活用とその条件づけなど、いわば経済給付以外の諸サービスは、「主に誰が、何処で、どのように行なうか」についてほとんど言及されなかったことなど(1986: 43~44)が挙げられるとし、(1) につい

ては対象論を基礎に、(2) については対象論や生活保護法の目的に即した検討を、(3) については公的扶助ワーカーの機能や社会資源の整備・活用等の検討の必要性を述べている。そしてケースワークを「対象の生活と人格の崩壊を阻止・軽減して、その主体性や自立(律)性の保護・回復・発展をめぐり経済的、社会的保護を基礎とした各種の社会資源の活用と拡充を中心にサービスを行的に専門的助言・指導する合理的、計画的、意図的に「活動=ケースワーク」(1986: 256)と規定している。

小野は、その後、社会福祉実践の機能を「現状対応的機能」と「現状変革的機能」に分けて提示し、技術と政策を統合・展開する理論的方向づけ等を行っている(1997, 2005)。

その他、この時期、三和治(1977)が生活保護の処遇の現状とあり方を、また中川健太郎(1978)がフィールドに立脚した論稿が出されている。

### 3. 制度変容期における議論

これまでの議論を継承・展開する方向で、大きくは、次の二つの議論がされている。

一つは、岡部・新保・根本・森川等によって議論される生活保護におけるソーシャルワークのフィールドへの導入・定着へ向けた論稿である。

岡部は、雑誌『生活と福祉』でソーシャルワーカー向け連載(1997.02~1998.08)している。ここでは、「政策が技術か」という二項対立を超えて、現場に焦点をあて、ソーシャルワークの組み替えを行うことにより、生活保護においてソーシャルワークの導入・定着を図ることを目指している。そしてここでは、生活保護におけるソーシャルワークの視点として、次の4点を挙げている。〔①経済的問題を基礎として生み出される生活問題をベースにそれぞれの世帯固有の問題をとなえようとする視点、②生活保護実施過程が適正な手続き(due process)で行わなければならないという視点、③それは単なる経済給付過程ではなく相談援助過程として行わなければならないとするソーシャルワーク的視点、④生活保護で用い

られる社会的技術、すなわちソーシャルワークの担い手である生活保護ソーシャルワーカーは、代弁的機能やソーシャル・アクション機能の担い手として、より積極的に利用者の生活を改善していくかなければならないとする視点、これら4点を基に生活保護における社会福祉実践を実践的に組み立て直し、生活保護ソーシャルワーカーが実際の場面で活用出来る方法を提示しマネージメントの手法でソーシャルワークを展開している(2003: 5~7)。

その他、岡部は生活保護において自立支援プログラムが導入されるに当たり、自立概念の問い直しやプログラム作成の考え方や作成方法等も提示している(2005, 2009)。

新保においては、生活保護におけるスーパービジョンについて、スーパービジョンの知見とこれまでの生活保護における査察指導業務を融合し、新たな生活保護スーパービジョン論を提示(2005)やソーシャルワークのフィールドへの導入・定着を図っている(2006, 2009)。

また根本は、これまでの生活保護におけるソーシャルワーク学説史やフィールドでのソーシャルワークの動向等の研究を行っている(2001, 2008, 2009, 2010)。さらに森川は、生活保護における相談援助の指標化や自立をめぐる論稿を出している(2006, 2007)。

もう一つは、生活保護法の二つの目的である最低生活保障と自立助長をめぐる分離論と統合論(一体論)の議論である。

これは、木本(1999a, b)、島貫(2000)、清水(2003, 2004)らの分離論と小野(2000)、長谷川(2000)、吉永(2003, 2004a, b)らの統合論の間で議論がされている。それは、制度導入・定着期の岸・仲村論争、制度展開期における福祉センター構想をめぐる議論(生活保護制度の機能)に引き続きの議論ではある。しかし、これら分離論においては生活保護をめぐる労働環境や制度構造等いわゆる外在的要因からの分離の主張であり、また統合論においてはこれまで論じられてきた被保護者の置かれている状態改善に向け経済給付とソーシャルワークの一体化の必要性・有効性からの主

張である。両者から多くの論点提示がなされているが、議論している観点・レベルが違い十分噛み合う論争とはならなかった。

その他、この時期、大友(2000)において公的扶助運動史を通してソーシャルワークの変遷が、また六波羅(2006)において生活保護と他福祉領域との連携・協働を意図した論稿が、長友(2008)においては現下の要保護者の自立支援に向けたソーシャルワークのあり方について論稿が出されている。

## IV. 貧困をめぐるソーシャルワークの新たな視座と展望

以上のことを受け、以下では、貧困をめぐるソーシャルワークに関する論点整理を通して新たな視座を幾つか提示したい。

### 1. 「個人が社会か」から「個人も社会も」へ

貧困の原因は、個人の問題か社会の問題かという二項対立が、貧困を解決するソーシャルワーク実践において反映される。これは、貧困に限らず、制度対象・実践対象である社会福祉諸事象についても同様である。貧困を個人の問題として考えるならば、ふるまい(行い、態度等)の問題として社会的制裁を加えるか、ふるまいを改めさせる手段としてソーシャルワーク実践が機能する。また、それを社会的原因によるものとするならば社会の側から変革していくものであるとし、個人に現れた問題を等閑視し個人の置かれた諸条件の整備と社会的変革への意識化と行動を促す手段としてソーシャルワーク実践が機能することになる。これらのとらえ方は、これまでソーシャルワーク研究において議論が重ねられてきたことである。しかしながら現在、生活の糧を求め苦んでいるあるいはそのことにより多くの課題を背負う人たちにに対して具体的な方策(個人と社会)を講じなければならぬのである。すなわち、貧困は個人が社会かという二項対立を超えて、貧困という事実(結果)に対して対処することであり、そのことを個人と社会の二つのレベルで解決していくこと

が求められているといえよう。そのためのソーシャルワーク実践ならびにソーシャルワークの理論構築が求められているのである。貧困を個人のものとして社会に「適合」(適応)させることを手段としてソーシャルワークを位置づけるか、貧困を社会のものとして社会に働きかける手段として位置づけるか、「個人も社会も」社会の中で生きる力を醸成ならびに変革していくかは大きく違っている。ソーシャルワークは個人に焦点化する技術にしても、個人と個人を取り巻き環境の両面を視野にいれ(すなわち個人も社会も射程に入れない)社会的技術として位置づけなければならないことを改めて問われているといえよう。

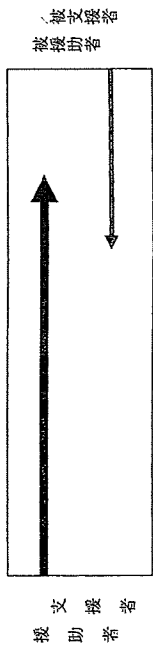
この点については、仲村・岸論争そしてそれに連なる白沢・小野等の研究において、研究上の営為が積み重ねられてきているが、より直接的に、具体的には、どのようなソーシャルワーク実践を行なえばよいのか、ソーシャルワーク理論を実践レベルで活用できるかにかかっている点である。その点、岡部らが、フィールドに貢献できる研究を精力的に行なっているのは、その理論とも具体的な手だてを見出そうという一つの「試み」ととらえることができよう。

### 2. パターナリスティックな関係から水平・公平な援助・支援関係へ

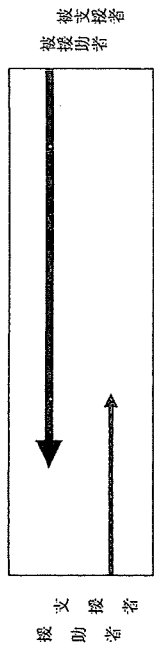
貧困者に対する援助/支援関係は、貧困者(広くは社会福祉対象全般)に対してパターナリスティックな関係から出発している。それは、富者=優者(主)と貧者=劣者(従)の関係性のなかで援助/支援が展開されていったといえる。これは、援助/支援関係に上下関係を持ち込み人格感化・教化させ、よりよき方向へ(貧困状態から脱却させる)へ導くということである。

しかしながら、その後このよう関係性は、ソーシャルワーク理論が発展するなかで止揚され新たな地平を作り上げることになる。それは、次のように説明するものができよう。当事者(相談者・利用者を含む)の「声」を反映する、また当事者の「声」と専門家の知見を導入することによりよりよい援助/支援関係を志向する方向へ、すなわ

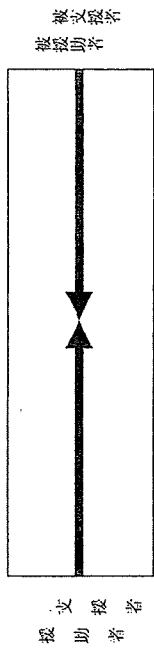
①専門家モデル



②当事者モデル



③求職モデル



※線の位置は上下・並列関係を表す。  
 線の太さは力関係を表す。  
 線の長さは、問題・課題解決への働きかけの大きさを表す。  
 線の短さは、すれ違いを表す。

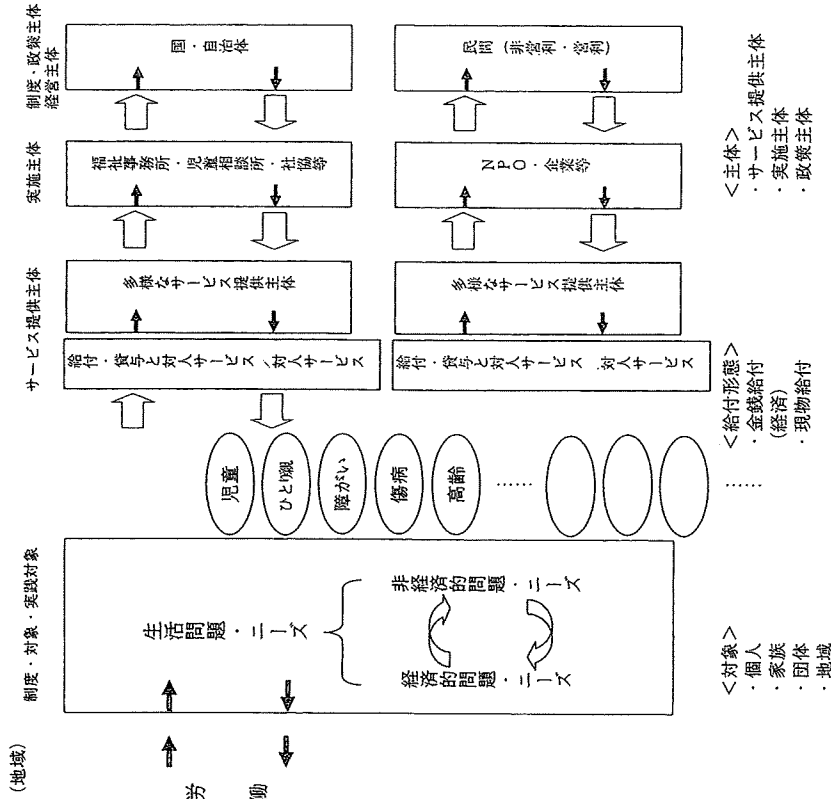
(作成：岡部卓)

図2 ソーシャルワーカーと当事者・利用者の関係性(2者関係に限定)

それは、専門家から当事者へ一方的な働きかけを行う専門家モデル→当事者が援助/支援の方向性・内容を決定しそれを専門家が従う当事者モデル→当事者と専門家がお互いパートナーシップとして協働し援助/支援の方向性・内容を決定・遂行していく協働モデルへと移行して行っていると考えられる(図2)。

貧困をめぐるとする領域においては、この点、ソーシャルワーク実践において貧困者の「声」を反映する仕組みが十分とらわれてきているとはいえない状況にある。当事者の考えるソーシャルワークと援助者/支援者の考えるソーシャルワークには齟齬(そご)があると考えるとよいだろう。これまで

生活保障現場から多様な場面へ貧困をめぐるとするソーシャルワーク研究については、前述した通り、生活保障現場でこれまで多くの論文が出されている。しかし、その他の場面、例えば、貧困問題に直接かかわっている社会福祉



(作成：岡部卓)

図3 貧困・低所得者とサービス提供組織

協議会等や保護施設、第二種社会福祉事業で規定されている無料低額宿泊所、無料低額診療、貧困・低所得層を対象とするNPO等の場面でソーシャルワーク研究はあまり行われていない。また貧困が基底として現れる生活課題に対して直接・間接にかかわる機関・施設等の運用あるいは横断的な言及も同様に行われていたとは言えない。この点、例えば、各種相談機関・施設等におけるセクショナルリズム、違法・不当な貧困ビジネスとらわれかねない民間団体等の問題に現れる

ニーズと資源のマッチング、さらには地域のなかで潜在・孤立している貧困・低所得層へのアウトリーチや制度・サービスの分立・分散から生ずる問題はソーシャルワークの重要な研究課題である。

そこで、貧困をめぐるとするソーシャルワークにおいては、それぞれの場面にあってどのようなソーシャルワーク実践が行われるべきか、またそれぞれの場での連関あるいは横断的な取組みに寄与するソーシャルワーク研究が望まれていると見え

う。(図3)

4. 自立から自立・自律へ

これまで生活保護行政をはじめとする貧困領域で行われるソーシャルワーク実践においては、「自立＝経済的自立」という考え方が支配的であった。しかし、今日、自立の考え方は、障がい者や高齢者の自立をどう考えるかという議論の中で、これまでの自立と併せて「広く、自分の置かれた地域の中で様々な社会資源を活用して、自分

が選び取って自分の生活を実現していく」という意味で使われるようになってきている。この考え方は、社会福祉の基本法である社会福祉法、さらには「生活保護制度の在り方に関する専門委員会」等において改めて確認され、自立概念を幅広くとらえる方向で考えられるようになってきている。

すなわちこれまでの「公私の援助を受けない」自立概念と、自分自身で生活をコントロールする「自律」概念を包摂する概念として使用するようになってきている。

1 自立と自律の考え方

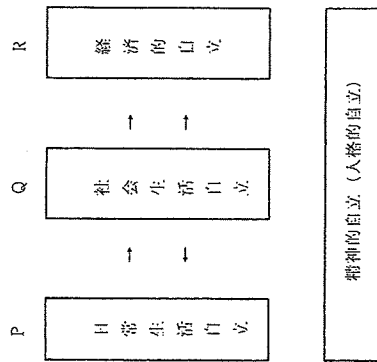
- A 自立-依存 依存から自立へ
- B 自律-他律 他律から自律へ

2 類型

A 自立 (Aa)	依存 (Ab)
B 自律 (Ba)	他律 (Bb)

初出：岡部 (2009)

図4 自立と自律



次いで、これら自立（以下、自立並びに自律を含む）概念として自立を使用）あるいは自立支援を具体化する方向でソーシャルワークの知見をもつて自立支援プログラムの内容・方法・手順の標準化が図られようとしている。これは、これまでワーカー個人が担ってきた対人援助を組織的・体系的・継続的に行う方向へ向う契機となっており、各自治体において「経済的自立」「日常生活自立」「社会生活自立」に向けたさまざまな自立支援プログラムが開発され、それを活用し利用者の生活再建が図らうとしている。

さらには、これまで、自立の成果（プロセス・アウトカム）としての指標を十分持ち得なかった生活保護行政において、その自立の到達度を測る考え方とその指標の開発の必要性・重要性の認識を持つようになってきている。このことは、利用者、支援者、第三者による評価を総合的に行う契機につながっている。また、生活保護財源の有効活用についても、広く一般国民・住民に周知・理解を得ることにもなる。これら生活保護における成果を貧困各領域に広げていくことが必要であろう（図4、図5）。

V. おわりに

本稿は、貧困をめぐるソーシャルワーク研究の全体像を俯瞰することを意図した。そのため、1～2 (2) を通してその前提となる貧困問題とその態様、2 (2) ～3 では貧困をめぐるソーシャルワークの関係と研究動向を概観した。そして4に おいては3の生活保護制度で論じられたソーシャルワーク研究の動向から導き出された貧困をめぐるソーシャルワーク研究に関するいくつかの論点整理を行いソーシャルワークの課題と方向性を提示した。それ以外にも数多くの論点があるが、本稿においては紙幅等の関係上、言及していないことを断っておく。ここで最後に一つだけ触れる。脱・貧困に向けたソーシャルワーク実践を行なう上で、次の二つの交差するところにソーシャルワークが位置していることに留意しておく必要がある。一つは、生活課題を抱えている人たちに寄り添い、その人たちの「声」に耳を傾けながら

かわっていく当事者の視点である。しかし、当事者の問題・課題を解決しただけでは貧困問題は解決しない。もう一つは、貧困者を取り囲む社会に向けて当事者を包み込む社会にしていこうとする発信である。両者が進められ脱・貧困への扉（とびら）が開かれる。

すなわち、貧困者自身がもつ感情（反発、抵抗、恥辱・屈辱感、悲哀、無力感、自己否定感等）や社会のさまざまなし（非難、攻撃、排除、無視等）の払拭は、これら一方だけでは、脱却できないのである。そこには、当事者の声に耳を傾けそれを代弁するあるいは社会資源をつくりだしていく活動、もう一方で貧困という事態に対して社会に積極的の理解と協力を求めていく活動等を推進するソーシャルワーク研究に（も）必要なのである。

文献

池川浩 (1953) 「社会事業サービス論」『社会事業』36巻5号。  
 大友有勝 (2000) 「公的扶助の展開」旬報社。  
 岡部卓 (1990) 「公的扶助における受給者側の意識に関する一考察-生活保護施設通所を通して」『ソーシャルワーク研究』16巻3号 相川書房。  
 岡部卓 (1991) 「公的扶助における援助者側の意識-母子世帯の研究」『公的扶助』16巻3号 日本社会事業大学研究年報 第27号。  
 岡部卓 (1996) 「ソーシャルワーカーのアイデンティティ」『ソーシャルワーカー』第4号、日本ソーシャルワーカー協会。  
 岡部卓 (1997) 「関連専門職との連携を志向した生活保護ソーシャルワーカー研修の試み」『社会福祉実践論研究』第7号、日本社会福祉実践論学会。  
 岡部卓 (1997, 1998) 「生活保護における社会福祉実践 (1) ～ (13)」『生活と福祉』全国社会福祉協議会 (1998) 『福祉事務所ソーシャルワーカー必修・生活保護における社会福祉実践』全国社会福祉協議会。  
 岡部卓 (2003) 『改訂福祉事務所ソーシャルワーカー必修・生活保護における社会福祉実践』全国社会福祉協議会。  
 岡部卓 (2009) 「生活保護における自立支援」『社会保

図5

- 障のモデルチェンジ」社会福祉学24号法律文化社。
- 岡部卓・森川美絵・新保美香・その他(2009)『生活保護の相談援助活動自己点検ワークブック』中央法規出版。
- 小川政亮(1953)『社会事業サーヴィス論の意味』『社会事業』36巻7、8合併号。
- 岡村重夫(1963)『公的サービスの基本問題』『社会事業』36巻6号。
- 岡本良夫(1973)『ケースワーク研究』ミネルヴァ書房。
- 小野哲郎(1986)『ケースワークの基本問題』ミネルヴァ書房。
- 小野哲郎・津田光輝・岡田征司・池田英夫編(1997)『公的扶助と社会福祉サービス』ミネルヴァ書房。
- 小野哲郎(2000)『生活保護制度の機能的分離-解体問題について-前提的な基礎整備を欠いた地方分権を問う』『季刊公的扶助研究』通巻第177号、全国公的扶助研究会。
- 小野哲郎(2005)『新-ケースワーク要論-構造・主体の理論的統合化』ミネルヴァ書房。
- 大原龍子(1953)『生活保護事業におけるサービスの問題』『社会事業』36巻5号。
- 水村忠・郎(1950)『生活保護法の解説』時事通信社。
- 岸勇(1957)『公的扶助とケースワーク-仲村氏の所論に対して』『日本福祉大学研究紀要』11号。
- 岸勇(1962)『再び仲村氏の『公的扶助ケースワーク論』に対して』『福祉研究』11号、日本福祉大学社会福祉研究所。
- 岸勇(1963)『社会福祉主事に就える』『福祉研究』12号、日本福祉大学社会福祉研究所。
- 岸勇(1965)『公的扶助とケースワーク-公的扶助批判』風媒社。
- 木田徹郎(1953)『公的扶助におけるサービスの問題』『社会事業』36巻4号。
- 木本明(1999a)『ナショナル・ミニマムは保障されているのか-生活保護制度と実際の制度運用状況の改善の必要性について(福祉事務所現場から)』『ソーシャルワーク研究』Vol.24.No.4、相川書房。
- 木本明(1999b)『福祉事務所の現場から生活保護制度について考える』『社会福祉研究』第75号。
- 黒本利克(1963)『ケースの取扱い-生活保護百問百答第六編』全国社会福祉協議会連合会。
- 小山進次郎(1975)『生活保護法の解釈と運用』(増補改訂版)全国社会福祉協議会。
- 真田是編(1979)『戦後日本社会福祉論争』法律文化社。
- 清水浩一(2003)『社会福祉改革と生活保護法改正』の展望』『賃金と社会保障』1355号、旬報社。
- 清水浩一(2004)『生活保護改革をめぐる論点整理-登済給付とケースワークの分離についての再論/吉永純氏の問題提起に応じて-』『賃金と社会保障』1369号、旬報社。
- 嶋真英人(2000)『生活保護における「自立の助長」の位置づけの再考-社会連帯の原理を手がかりとして』『ソーシャルワーク研究』Vol.26.No.1、相川書房、52-59。
- 白沢久・(1988)『公的扶助ケースワークの遺産と課題』(1)北星学園大学『北星論集』第6号。
- 白沢久・(1970)『公的扶助ケースワークの遺産と課題』(2)北星学園大学『北星論集』第7号。
- 白沢久・宮武正明(1985)『生活力の形成-社会福祉主事の新しい課題』勁草書房。
- 白沢久・宮武正明(1987)『生活力の形成-社会福祉主事の新しい課題』勁草書房。
- 新保美香(2005)『生活保護サービス・パービジョン基礎講座-ソーシャルワーカー・利用者とともに進む社会福祉実践-』全国社会福祉協議会。
- 新保美香(2006)『公的扶助のゆくえとソーシャルワークの展望-「自立支援」の流れにおける生活保護実践の展開と課題-』『ソーシャルワーク研究』第31巻4号。
- 新保美香・根本久仁子(2001)『生活保護50年の軌跡』『生活保護50年の軌跡』刊行 委員会編『生活保護50年の軌跡-ソーシャルワーカーと公的扶助の展望』みずの出版。
- 田中嘉男(1954)『生活保護事業におけるサービスの地域についての試論』『社会事業』37 巻1号。
- 中川健太郎(1978)『生活保護とケースワーク』『ケースワーク論-日本発展をめぐって』大塚達雄・岡田謙太郎編、ミネルヴァ書房。
- 仲村健一(1957)『ケースワークの原理と技術』全国社会福祉協議会。
- 仲村健一(1978a)『ケースワークの原理と技術(改訂版)』全国社会福祉協議会。
- 仲村健一(1978b)『生活保護の真言』全国社会福祉協議会。
- 長友祐三(2008)『要保護者の自立に向けた効果的な援助・支援の実現をめざして』『生活と福祉』11月号 全国社会福祉協議会。
- 根本久仁子(2001)『生活保護における社会福祉実践の位置づけをめぐる諸説の構造と展開について-論争期までの議論を対象として』『社会福祉学評論』創刊号、日本社会福祉学会関東支部。
- 根本久仁子(2010)『生活保護における「ケースワーク」論の到達点と課題』『生活保護における自立支援』ミネルヴァ書房。
- 根本久仁子・森川美絵・岡部卓・新保美香(2008)『地方自治体における生活保護業務マニュアルの分析』『聖隷クリスティア-大学社会福祉学紀要』第6号。
- 長谷川俊雄(2000)『参加と共同による生活保護援助実践』『生活保護法の挑戦-介護保険・ホームレスの時代を越えて』勁草出版。
- 尾藤賢樹・ホド秀雄・中川健太郎編(1991)『誰も書かなかった生活保護法』法律文化社。
- 三和治(1977)『貧困者政策における処遇と問題』明治学院論叢』258号。
- 森川美絵(2007)『業務としての自立の指図』と『権利としての自立の支援』の契間で-生活保護におけるストリート官僚の裁量と構造的制約』『ケアとサポートの社会学』法政大学出版会。
- 森川美絵・根本久仁子・岡部卓ほか(2006)『生活保護における相談援助過程の評価にむけて』『賃金と社会保障』1432号。
- 六波羅謙朗・長友祐三・須藤昌克(2006)『ケアマネ業務のための生活保護Q&A』六波羅謙朗編、中央法規。
- 吉永純(2003)『利用者本位の生活保護改革を-福祉現場からの問題提起①』『賃金と社会保障』1364号 旬報社。
- 吉永純(2004a)『利用者本位の生活保護改革を-福祉現場からの問題提起②』『賃金と社会保障』1364号 旬報社。
- 吉永純(2004b)『利用者本位の生活保護改革を-福祉現場からの問題提起③』『賃金と社会保障』1365号、旬報社。
- 東京都板橋区・首都大学東京共編、岡部卓著者代表(2005)『生活保護自立支援プログラムの構築-官学連携による個別支援プログラムのPlan.D。See-』(株)ぎょうせい。

## Efforts to Resolve Poverty by Social Work

Taku Okabe (Tokyo Metropolitan University)

**Keywords:** Poverty, Social exclusion, Social work, Public assistance, Service providers

The paper reviews previous efforts in social work practice to solve the problems of poverty and discusses what social work should do hereafter. Specifically, it clarifies the following three issues: First, there was a time when efforts in social work, both in practice and research, were discussed intensively. However, as public interest has diminished, research development has also

declined. Secondly, research interests have been focused on social work practices concerning public assistance, but have lacked a comprehensive perspective regarding the problems of poverty in general. Lastly, in the contemporary era of increasing poverty, more sensible social work research is needed to contribute to timely social work practices.

## 特別企画

## 社会福祉専門職の実践力を高めるために(II)

## 社会福祉実践を支えるアセスメントの方法

## — 高齢者虐待事例を通して考える —

さだ  
副 田 あけみ

首都大学東京都市教養学部教授

## はじめに

前号から始まった「特別企画：社会福祉専門職の実践力を高めるために」では、スーパービジョン、アセスメント、事例研究、資源開発、協働とエンパワメントの5つの方法がテーマとして取り上げられる。筆者が担当することになったのは、個別援助技術の実践過程におけるアセスメントの方法・技術である。

アセスメントとは何か。ソーシャルワークの実践アプローチ（理論）によって、また、研究者や実践者それぞれで、その理解や定義、解釈は微妙に異なる。ここでは暫定的に、「人びとの生活状況を調査し、その問題・ニーズを理解すること」としておく。社会福祉実践に携わる人びとが、実際にどのようなアセスメントをしているのか、どのようなアセスメント・ツールやアプローチを使っているのか、そのアセスメントは適切か、こうしたアセスメントの実態を調査研究したものは英語圏では少なからずあるが、わが国については寂寥にして知らない。だが、それは、実践の現場にアセスメントをめぐる諸課題がない、ということの意味しない。

例えば、介護保険の「サーチャライト効果」<sup>1)</sup>や高齢者虐待防止法の制定により、高齢者ケアにかかわる実践者たちが「困難事例」や「虐待事例」

に遭遇することは確実に増えてきており、そうした問題をどのようにとらえてよいのかわからないと不安を抱える実践者たちは少なくない。児童虐待防止法の影響を受けている子どもたちのケアにおいても、医療や生活保護など多くの実践の場においても、同じような傾向があるのではない。

本稿では、高齢者虐待に関する研修や事例検討会に参加してきた個人的経験を踏まえ、アセスメントをめぐる実践上の課題として、＜構造的アセスメントの欠如＞と＜ラベル貼り＞を取り上げ、こうした課題が表れている事例をIで示し、課題について解説する。ここで紹介する事例は、既存の文献に記載されていた事例をもとに<sup>2)</sup>、個人的経験を踏まえて作成したものである。IIでは、こうした課題がなぜ生じているのか、筆者の解釈を示す。最後にIIIで、こうした課題を改善していくには何が必要かを論じる。

## I アセスメントをめぐる実践上の課題

## 1. &lt;構造的アセスメントの欠如&gt;

●事例：Aさん（女性、70歳代）  
地域包括支援センターの社会福祉士（ソーシャルワーカー [以下、SWという]、男性、40歳代）が、介護支援専門員（ケアマネジャー [以下、CMという]、女性、30歳代）

から相談を受けた事例。

## ●CMの話の概要

Aさんは要介護1、脳梗塞による右片マヒがあり、杖歩行。記憶力の低下が目立つ。夫は数年前に病死。次男（30歳代、無職）と同じ居している。長男と長女は先妻の子であるが、長男は10年以上前にガンで病死、長女は遠方に住んでいる。夫の遺族年金で生活。持ち家。2か月前に要介護認定を受け、今月からケアプランを作成することになった。

昨日、Aさん宅を訪問したところ、雑然とした部屋にAさんがおり、疲れた様子だったので「体調が悪いのか」と聞くと、夜中に次男がAさんを起こし、「一緒にビデオを見る」と要求、Aさんが無視していると、布団の上から何度か蹴られたと話した。「こういうことは以前からある」とも言っていた。次男は留守で会えなかった。一度電話で話したことがあるが、ぶっきらぼうな感じである。

## ●経過

翌日、SWがAさん宅を訪問、Aさんと次男に会うことができた。Aさんに日ごろの様子を聞くと、「次男はよく世話をしてくれる」と小声で言うが、あまり話そうとしない。

「困っていることはないか」と尋ねると、「おかしくなかったのか、すぐ忘れちゃおう」と言う。「身体の調子はどうか、痛いところはないか」と尋ねても、答えはなかった。次男は、「ハカになつてきてきた母親の世話をしなければならぬので大変。仕事も探さなければ」と思っているが、神経症で通院しているのだと「あんまり大丈夫」と言う。その一方で、「あんまり負担が大きい」と言う。CMの印象とは違つて自分から親しげに話した。

## ●対応

SWは虐待の有無を直接確認はできなかつたが、次男のAさんへの態度や、Aさんの態度・表情から虐待のおそれはあると感じた。食べ物が残ったままのコンビニ弁当や食品レシー、新聞紙など室内はゴミの山、Aさんの

衣服も薄汚れた感じで、世話が十分になされていないように思えた。Aさんは認知症の可能性がある。進行すれば世話はさらに大変となり、ネグレクトや暴力のおそれを強めるから、診断・服薬とデイサービスによる見守り体制が必要と判断したり。デイサービスを使えば、Aさんの安全チェックだけでなく、適切な食生活および清潔保持にもなり、次男の負担を軽減することもできる。SWはCMとも相談のうえ、Aさんと次男に専門医への受診とデイサービスを週2、3回利用することを提案した。

## ●結果

Aさんはデイサービスを一度試したところ、気に入ったので週2回利用することになった。受診はまだである。デイサービス利用開始から1か月後、スタッフがAさんの足に青あざをみつけたので尋ねたところ、当初黙っていたがやつと「次男から蹴られた」と話し、暴力が止まっていけないことが判明した。CMが次男に会い、「Aさんの世話は大変でしょう、デイサービスの利用を増やしたらどうか」と提案するが、次男は経済的理由をあげて拒否。CMに対して「余計な御世話だ」と怒った。その後、次男による暴力が毎週のように続いている。

本事例で取り上げるのは、問題・ニーズに対する構造的アセスメントが欠けているという点である。

ここで言う構造的アセスメントとは、問題やニーズがなぜ、どのように生じたのか、それらどのような関連しているのか、また、社会的状況はそうした問題・ニーズの発生過程や関連構造にどのような影響を与えてきたのか、という点を理解するという点である。言い換えると、個別性を持つた状況についての仮説を組み立て、全体像をつかむ、ということ、見立てと言つてもよい。

アセスメントとは本来、そのように「状況分析」と主たる要因の確認、あるいは、決定的要因の確認と相互作用の明示」を含むものであるから、



わざわざ構造的アセスメントと必要はないという意見もある。だが、アセスメントについてこうした理解が、実践者の間に広く浸透しているとは限らないと考えるので、本稿ではあえて構造的アセスメントと呼ぶ。

本事例のSWは、Aさんの認知症の可能性、非男のAさんに対する否定的な態度、強い負荷感、非衛生的な環境といったリスクを確認し、今後のネグレクトやおそれる予測している。そして、Aさんの様子を見守るためにデイサービスを利用して、適切な食事や入浴による清潔保持といったニーズにも役立つと考えている。つまり、SWはリスクのアセスメントと、既存のサービスを念頭に置き、それで対応できそうなニーズの把握、つまり、サービスマニエラのアセスメントは行っている。しかし、「Aさんや次男のニーズはそれだけか?」「次男はいつからAさんにこうした言動をとるようになったのか?」「本当に介護負担がストレスになっているのか?」「そのストレスと次男自身が言った『神経症』とは関係しているのか?」といった疑問を、つまり、「こういう事情や経緯があったから、今のようになっているらしい」というAさんの家庭の全体像をつかむための仮説をもととはしていない。状況についてのおおよその全体像をつかまないままでは、家庭全体の問題・ニーズの構造がみえず、支援のための方向性や長期目標を想定すること、また、複数の対応策を検討することが困難である。当面のプランが妥当かどうか、妥当とは思えないがこのプランで行くしかないのか、支援を正当化する根拠をもたないまま行き当たりばったりの対応をしていくとおそれが出てくる。虐待事例の場合、こうした全体像の把握は容易でないことが多い。だが、周囲の関係者や本人たちに質問のしかたを工夫しながら徐々に聞いていくことでは、本事例のSWにはこうした姿勢がみられる。本事例のSWにはこうした姿勢についての認識が弱い、あるいは足りないと言っている(「構造的アセスメント認識の弱さ」)。

母親に対して否定的な態度を示す一方で、30

歳代の息子が母親を夜中に起こして「ビデオを一緒に見よう」と強要するという点から、息子は母親に対してアンビヴァレントな感情をもっているのではないかと推察される。それが息子の自立を遅らせ、就職難という時代の影響もあって非就労のまま母親に依存していくことになった。母親にケアが必要になっても自分がケアされたいために大人としてのケア役割が担えず、ストレスから暴力をふるうのではないかと推察される。だが、そうしたSWの中には、「家族関係について調べていけば、家族関係に介入しなければならなくなるから初めから聞かない。そのような大変なことはできないから」と明言する人がいる。

また、神経症を理由に求職活動をしていないという点、無職であることからくる将来への不安や希望のなさ、孤独感、焦燥感等が根本にあり、母親のちよつとした言動で苛立ちをおぼえて暴力をふるってしまうのではないかと推察される。しかし、そうしたSWの中には、「仮にそうだとすると、次男の問題は自分たちの仕事の範囲を超えているから」とあるいはまた、「そうした問題に対処するサービスマニエラがないから、次男のことはあえて聞かない」と言う人がいる。こうしたSWたちは、構造的アセスメントを通して仮説を立てていく能力をもち合わせている可能性があるにもかかわらず、それを発揮してアセスメントしていくことを放棄していると言えよう(「構造的アセスメントの放棄」)。

2. <ラベル貼り>

・経過

次男の暴力がなくならないので、SWはCMとともにデイサービスセンターに来ていたAさんに会い、ショートステイの利用を提案した。しかし、Aさんは「(次男のことが)心配だから」と利用をししぶる。次男にも提案するが、「自分がみるからいい。施設に入れたらもつとバカになる」と怒った調子で拒否。SWは、「この親子は以前の研修で聞いて

た「共依存」ではないか。ならば離れるのは困難だから、何か起きたときに即分離できるように準備して見守るしかない」とCMに伝えた。SWは市に報告すべく連絡したところ、保健師が7、8年前保健所にいたとき、「(次男が)ときどき暴れるのでこわい」とAさんから相談を受けていたことがわかった。

・保健師の話の概要

次男は高1から不登校となり、そのことでAさんが保健所に相談してきたことがあった。その後、連絡はなかったが、7、8年前にAさんが再び相談に来所。そのときは家庭訪問を何回か行い、次男と話すこともできた。次男によれば、「後妻にきた母親は、前妻の子である長男や長女に気を使い、自分に厳しく当たった。自分は母親に甘えられなかった。長男は頭がよく両親からかわいがられたが、自分は差別されてきた。高校生のとき、ときどき暴れて母親を殴っていたら、精神科に無理やり入院させられた。このことは絶対に許せない。薬を飲んでも治らず、仕事も友人も恋人もいない。社会からも置いていかれてしまうのではと不安になる」ということであった。保健所のデイケアに誘ったところ、2、3回顔を見せたが、異動後はどうなったか知らない。次男は、何事にも自信がもてない反面、プライドは高く、見捨てられる不安も強いので「パーソナリティ障害」かもしれない。

・対応

「共依存」ではないか」と思っていたSWは、保健師から「パーソナリティ障害」かもしれない」と聞いて、「やはりそうなのだ」と思い、CMやデイサービスセンター長に見守り体制の強化を求めた。

・経過

その後、デイサービスセンターのスタッフは常にAさんのことを気にかけ、身体を毎回チェックし、家での様子を聞くようにした。Aさんが次男にセンターで何をしていたかと問われて、「体を調べられた」と言ったので、

次男はデイサービスセンターに出話をかけてきて、「何を疑っているんだ!俺が何かしたと言ったのか!」と怒鳴りまわった。その後、CMにも電話してきて怒鳴った。

ここでの課題は、「共依存」「パーソナリティ障害」というラベル貼りにある。こうした個人の精神病理を示すラベルを貼ることは、状況が好転しない理由、悪化する理由をすべてその個人に課すことになり、SW自身の判断や行為の振り返りをもたらさない。必ずしも効果のないそれまでの判断・行為は繰り返され、状況が変わらないまま続くか、場合によっては悪化する。

II アセスメント上の課題が生じる理由

1. <構造的アセスメントの欠如>の理由

<構造的アセスメントの欠如>という課題には、「構造的アセスメント認識の弱さ」と「構造的アセスメントの放棄」という2種類があることをIで示した。ここでは、「構造的アセスメント認識の弱さ」の理由として、実践における(1)リスクアセスメント重視の傾向と、(2)サービスマニエラ中心のアセスメント、そして、社会福祉士養成における、(3)ジェネラリスト・アプローチ中心の教育の3点を、「構造的アセスメントの放棄」の理由について、(4)カウンセリング役割の見落とし、の1点を取り上げる。SWの業務過多/時間資源不足/他機関との協働の困難性等の組織的要因については、本稿では触れない。

(1) リスクアセスメント重視の傾向

虐待事例の場合、リスクのアセスメントは不可欠である。「サイナス・オブ・セイフティ(安全サイン)・アセスメント」という、問題について多く知らなくても解決は可能と考えた解決志向アプローチに基づくアセスメント方法であっても、虐待の起こる危険を確認するよう求めている。公的機関には、虐待や不適切なケアを受けている者の生命や基本的人権を守る責任がある。これを怠れば、児童虐待の例で見られるように、当該機関は社会的非難を受ける。その回避のために、

実践者はリスクに敏感になるよう組織からもブ  
レッシングを受ける。

リスクアセスメントでは、リスクを査定し、安  
全確保の処置について検討する。当事者たちのリ  
スク以外の生活状況やニーズ確認は後回しにな  
り、なぜこういう状況が生まれ、続いているの  
か、という構造的アセスメントの発想は置き去り  
になりがちだ。そうしている間に事態が動き、つ  
ぎの対応に追われてしまう。こうしたことは、事  
例のその後のように、少なからずある。

母親が息子から突き飛ばされて転倒し、右  
腕と肋骨を骨折、SWは病院に頼んで母親を  
そのまま入院させたが、息子が入院先に怒鳴  
り込み、母親も「自宅に戻りたい」と言った  
ため、通院を条件に母親を自宅に戻す。その  
後、暴力がさらに悪化した。

だが、虐待事例でなくても、実践者たちは広く  
リスクのアセスメントを行ってきたと言える。施  
設サービスも十分になく、在宅サービスもきわめ  
て乏しい状況によるサービス決定の時代には、一  
人暮らしの高齢者や要介護高齢者について、在宅  
生活継続が困難かどうか、困難をもたらし、在宅  
リスク要因を確認し、施設入所の適否を判断して  
きた。サービスの少ない措置の時代に、家で生活  
できない理由とか、家庭で介護ができない状況に  
至った背景を確認する必要はなかった。施設は家  
族に代わって保護し、世話することが中心であっ  
たから、施設でもそうした情報を行政担当者に求  
める必要は特になかった。一般的に言って、構造  
的アセスメントは、実践の場において特に必要で  
はなかったのだ。

在宅サービスのメニュや量が増え、契約によ  
るサービス利用の時代になった後も、リスク判断  
が難しいであろう人びと、例えば、一人暮らしの  
認知症高齢者、老老介護・認知介護の状況にある  
人びとなどについては、そのニーズよりも在宅生  
活継続を困難にするリスク要因を先に査定し、リ  
スク回避のプランを立てて実施しようとする傾向  
が実践者にはあるのではないか。いわゆる援助職

としてのパターンリズムである。身体障がいをも  
つ人びとの自立生活運動はこの援助職のパターナ  
リズムを批判し、リスクを取る自由の取り戻しを  
迫求しているが、高齢者ケアの分野では当事者運  
動がまだまだ弱い<sup>9)</sup>。実践者のパターンリズムに  
よる援助を必要とする人びとは今後さらに拡大す  
るであろうから、リスクを重視する傾向は続く。  
だが、そのアセスメントだけで終わってはいけ  
ない事例も多くなってきているのだ。

(2) サービス・ニーズ中心のアセスメント  
ここで言う「サービス・ニーズ」というのは、  
事例で見たとように、デイサービスなどの既存の  
サービス（や社会資源）で対応できる、清潔保持  
や高齢者にとつて適切な食生活の必要といった  
ニーズのことである。

アセスメントとはこのサービス・ニーズを把握  
すること、という理解が広がっていく契機は、  
「高齢者保健福祉推進10か年戦略（ゴールドプラ  
ン）」（1989年12月発表）とつてよい。ゴール  
ドプランは、在宅サービスを充実させ、新たに創  
設する在宅介護支援センターを通して、サービス  
の利用促進を図り、家族介護を支援していくこと  
を狙った。民間の在宅介護支援センターの相談員  
たちは、行政のサービス提供決定者の立場ではな  
く、高齢者や家族の立場に立ってニーズを把握  
し、使えるサービスを検討して行政にサービス提  
供を要請するようになる<sup>10)</sup>。それは、それまでの  
リスクの有無・程度の判定による保護や積極的介  
入とも、特定のサービス受給資格の有無の判定に  
よるサービス供給決定とも大きく異なった。

利用者/家族の立場に立ち、利用者/家族の自己  
決定を尊重する方法は、ソーシャルワークの価値  
に沿った支援方法であったが、サービス活用が前  
提であったから、サービスで対応できそうなニ  
ーズ把握中心のアセスメントになる可能性があっ  
た。つまり、サービス・ニーズ中心のアセスメン  
トである。このアセスメント理解が実践者の間に  
広く浸透するようになったのは、言うまでもなく  
介護保険と居宅サービス計画（ケアプラン）の作

成＝ケアマネジメントの影響である。

介護支援専門員が作成しなければならぬ書式  
の1つに、居宅サービス計画書(2)というものがある。  
この様式は、高齢者の「生活全般の解決す  
べき課題(ニーズ)」を縦に書き並べようにな  
っている(ただし、食生活、清潔保持、家族関  
係など、どのような生活の諸側面にニーズがある  
のかを見る点検の視点についてはなんら記載がな  
く、枠があるのみ)。ニーズを書いたならば、そ  
れぞれのニーズごとに、「援助目標(長期目標・期  
間)(短期目標・期間)」「援助内容(サービス内  
容・※1)(サービス種別・※2)」「頻度」「期間」  
を記載するようになっていて、※1は、「保険給  
付対象か否かの区分について、保険給付対象内  
サービスについては丸印を付す」、※2は、「当該  
サービス提供を行う事業所について記入する」と  
注記がある。それぞれ書き出したニーズの発生理  
由や、相互の関連性を記述する欄はない。

この様式を埋めていく作業を繰り返せば、「解  
決すべき課題(ニーズ)」のアセスメントとは、  
介護保険サービスを中心としたサービスを念頭に  
置いてニーズを確認すること、と理解する傾向が  
強くなっても不思議ではない。介護保険実施以  
後、ほかの分野においても、障害者自立支援計画  
様式、母子や児童の自立支援計画書などの作成が  
求められるようになった。こうした様式を記述し  
たり、その記述のために他のアセスメントシース  
トやプランニングとつては職員教育にもなり、支援  
なかつた施設において職員教育に特につけて、支  
援の質の向上に役立つ可能性がある。だが、使い方  
によっては、様式やシートに記憶のある項目につ  
いてのみ情報を集め、埋めることがアセスメント  
であるという誤解を招きやすい<sup>9)</sup>。

介護保険のケアマネジメントは、適切な情報と  
助言の提供があればサービス利用に関する合理的  
な選択決定ができ、一定の利用料を負担できる中  
流階層の利用者を前提としている。多くの利用者  
については、(介護中心の)サービス・ニーズの  
アセスメントで基本的な問題がない。だが、合理  
的な選択決定ができにくい/選択決定をめぐり対立

がある/そもそも選択の意欲や意思がない/介護  
ニーズ以外の生活上の問題・ニーズを抱える、と  
いった利用者/家族については、サービス・ニ  
ーズのアセスメントだけでは支援できない場合が多  
く、そうした例が増えている、というのが実践者  
たちの実感なのだ。

(3) ジェネラリスト・アプローチ中心の教育  
サービス・ニーズ中心のアセスメントの理解が  
広がる契機は、在宅介護支援センターという相談  
機関の創設とそこでの実践と述べたが、この在宅  
介護支援センターの実践の理論的根拠となつたの  
が、ジェネラリスト・アプローチのソーシャル  
ワーク理論である。エコシステム論に基づくこの  
アプローチは、在宅サービスのメニュと量が少  
しずつ増えてきた1980年代後半にわが国に導入  
され、1987年に成立した社会福祉士の養成教育  
の基礎的内容として徐々に採用されるようになって  
た。在宅介護支援センターには必須ではなかつた  
が社会福祉士の採用が求められていたので、セン  
ターは社会福祉士の有力な職場となつた。

エコシステム論は、個人のパーソナリティや成  
育歴に問題の起源をたどらうとする伝統的ケースメ  
ワークのアセスメントを否定し、新しいアセスメ  
ントの視点、すなわち、問題を個人と種々の環境  
システムとの不調和の関係としてシステム的に分  
析するという視点を打ち出したところに特徴があ  
る。この視点は単線的な因果論を排し、問題・  
ニーズを多面的に、かつ、体系的に関連づけ理  
解しようとするから、広い視野で幅広く情報収集  
することを求める。このことは、問題を個人の内  
面に求めるといった偏った視点から情報を選択的  
に収集し、限定的な情報から問題・ニーズを判断  
するというあやまちを回避することに役立つ。ま  
た、エコシステム論は、問題・ニーズだけでなく、  
クライエントの持つ資源(ストレングス)とつて  
もよい)や環境諸システムの資源をアセスメント  
し、活用可能な資源や支援活動の選択肢の幅を広  
げるといった視点をもっている<sup>10)</sup>。

エコシステム論に基づくジェネラリスト・ア  
プローチは、問題・ニーズの発生にかかわる諸要因  
を広い視野で理解することを容易にし、環境シス

チームの資源活用や資源動員の発想を豊かにする。しかし、その問題・ニーズ発生にかかわる主たる要因がなぜどのようなように生じ、ほかの問題・ニーズとどのような関連し合っているのか、現在の状況を生じさせてきたのか、その仮説をもち対応しようとする。例として、ほかの理論やアプローチが必要となる<sup>11)</sup>。例えば、主たる要因が個人の行動や感情パターンにあると想定できれば、学習理論や精神分析学、自我心理学、認知行動療法や心理社会的アプローチなどであり、家族関係や対人関係であれば、愛着理論やアイデンティティ論、フェミニズム論、家族システム論、家族療法、アディクシジョン・アプローチなどである<sup>12)</sup>。

社会福祉士養成教育において、どのような実践の場でも通用する、総合相談に適したジェネラリスト・アプローチを教育することは妥当である。社会福祉士養成教育のテキストは、ほぼみなこれを中心にしている。筆者自身もこのアプローチやケアマネジメントの教育に力を置いてきた。しかし、こうした教育の結果、構造的アセスメントが必要な事例を取り上げて、それに役立つ理論や諸アプローチの活用方法を十分に教授してこなかったのではないかと、このことも、構造的アセスメントの理解不足という事態をもたらした一因ではないかと、そう反省している。

(4) カウンセリング役割の見過ごし  
構造的アセスメントの必要性を認識しているのに、アセスメント結果を踏まえた介入をするだけの自信がないから/結果に对应するサービス・資源がないと思うから/結果は自分たちの仕事の範囲を超えるものになると予想できるから、といった理由による「構造的アセスメントの放棄」は、構造的アセスメントの意義とSWの役割の認識不足から生じている。

構造的アセスメントは、人びとが置かれている困難な状況の全体像を理解するための情報収集の作業であるが、もう一方で、人びとに質問をしながらその状況を共に理解していくという関係づくり(ラポール形成)の側面を持つ。SWとの対面を特に望んでいないとか、拒否しているような相手との関係づくりは、状況理解を共にやっ

こうという動機づけをも含む過程である。その過程が共に対応策を考えていく過程につながる。

構造的アセスメントの結果明らかになった問題・ニーズにすべて対応しなければ責任をもった援助と言えず、それができないのならばはじめからやらなという理解は、SWのこうしたカウンセリング役割を見落としてしている。この見落としをもうたらしめた原因の1つは、システム分析やサービス・ニーズの査定を行うジェネラリスト・アプローチやケアマネジメントに力を置いた教育ではなかったか。

## 2. <ラベル貼り>の理由

つぎに、構造的アセスメントをしないまま、「共依存」「パーソナリティ障害」「としこもり」「アルコール依存」といった個人の精神病理を示唆するラベルを貼りがちなのはなぜか、それについて解説を示す。

1つには、そうすることがSWにとって思考の「節約」になるからである。事例で言えば、Aさんはアイサービスに満足しており、外部のサービスを利用することを嫌っていない、そうであるにもかかわらず、息子から暴力を受けないようにとショートステイを勧められるわれわれの提案にAさんはなぜ応じないのか、息子は介護が負担と言っているのになぜサービス利用を拒否するのか、という疑問に対して、「共依存」というラベルはその回答になるから、これ以上考えることは不要となる。

また、こうしたラベルは、改善・解決困難の責任をもっぱら相手に課することになり、SW自身の責を振り返り反省しなくても済むから気持ちの上でも楽である。相手から繰り返し抵抗を受けた時、恫喝されたりすると、SWは感情的に傷ついたり、怒りを誘発されたりする。抵抗を受ける/怒鳴られるのはSWという役割であって、個人としての人格が否定されたわけではないと自分言いつけても、それはやわらぐことはない。価値判断的なラベルの付与は、この傷や怒りを多少なりともやわらばせる。

クライエントの変化を促すためにはクライエ

こす。

トとのラポールが必要で、そのためには(SWは自分の感情を統制して)、クライエントの存在や感情をそのままに「受容」する、というケースワークの原則がこれまでSW教育では強く調されてきた。しかし、「傾聴」「共感」「受容」は感情労働である<sup>13)</sup>。教育や研修を通して、質問方法やコミュニケーションの方法を含む、自身の感情の統制や処理の方法を学ばなければ、否定的なラベル貼りの傾向を弱めることは難しい。一度こうしたラベルを貼るとラベルは固定化されていき、単なるラベルからまがいのない「事実」になるおそれがある。民間機関のSWであっても、クライエントとの関係は情報や知識量、サービス資源へのアクセス等の違いにより権力差のある関係である。虐待調査を行う公的機関のSWとクライエントとの関係は、国家権力の行使者とクライアントに介入を受ける者という関係であって、二重の権力関係である。クライエントのSWに対する抵抗や否定的な言動は、圧倒的な権力者に対する自己主張の可能性があるが、SWにとつては反抗という意味になり、価値観的なラベル貼りという権力行使正当化の根拠となる。クライエントはSWの秘かなラベル貼りを知らなくても、SWが自分に対し否定的評価を行っていることは察知するから、SWに対しさらにも否定的な反応をすることになる。それはSWのラベル貼りにいよいよ確信をもたらし、まさに、悪循環による固定化である。

事例の次男は、自分より若い女性のCMには当初より拒否的な態度をとっていた。次男が、フェミニズムの思想を持っているとすれば、CMとの権力関係は、年上の男性SWとの関係以上に受け入れたいものであろうから、CMによるラベル貼りの悪循環はより強いものとなるおそれがある。また、「他人は自分を自立していないと見ているだろう」と思い込んでいるかもしれない次男にとつて、SWやCMといった援助職は、「まともな介護者」「まともな成人」像を押し付けてくる権力者として感じとられる可能性もある。ラベル貼りはこの感覚を強化し、悪循環を引き起

## III 課題改善に必要なこと

以上の解釈を踏まえ、2つの課題の改善に必要なことを、教育に焦点を当てて、急ぎ5点ほど述べる。

(1) 構造的アセスメントに役立つ理論・アプローチを、事例を通して提示する

高齢者ケアの現場のSWたちの遭遇する「困難事例」には、対人関係上の問題を抱えていたり、家族関係に問題がある事例が少なくない。そうした場合、愛着理論や精神医学の知識、家族システム論、家族療法アプローチ、アディクシジョン・アプローチなどを活用することが考えられる。「困難事例」をすべて個人やその家族の問題に還元するという考え方は否定されるべきだが、個人や家族の次元に主たる問題があるということも少なくない。社会的な観点と心理学的な視点のバランスをとってアセスメントを行う必要性と方法をあらためて示すことである<sup>14)</sup>。

社会福祉士養成教育においても、こうした理論やアプローチを教えることになってはいるが、単なる知識としてではなく、事例を用いて実際にアセスメントする仕方を示す必要がある。卒業教育では、実践の場に応じ、SWが遭遇することの多い事例を取り上げ、そうした理論やアプローチによるアセスメントを繰り返し行う研修の場を体系的に用意する必要がある。

(2) 「例外探し」というもう1つのアセスメント方法を提示する

上記のような理論やアプローチだけでは、問題を個人や家族に還元し、否定的ラベルを貼っていく傾向を再び生み出しかねない。そこで、解決志向アプローチ、すなわち、問題の例外/問題が起きている状況を見出し、それをどうして、どのような状況に成立させているのか尋ねていくという、もう1つのアセスメントの方法を、事例に即して教授する<sup>15)</sup>。先述した「サイナス・オブ・セイフティ(安全サイン)・アセスメント」のように、リスクだけでなく安全性に目配りすることでバラ

ンスのとれたアセスメントができることも、問題状況にいる人びとをダイアログメントせずに関係をつくりやすささせる。

(3) 複数の面接方法を教授する

従来は、バイステックの7原則に基づいて、傾聴や受容、共感といったラポール形成の技術を教授することが一般的であった。だが、これらは、問題を自覚し自発的に相談にやってくるクライアントを前提としており、問題に無自覚である人びとや、問題は感じていても何が問題かわからない人びと、問題を否定したり相談を拒否する人びとの初期の関係づくりにには向いていない。こうした場合、無条件に共感や受容はできないから、なぜ無自覚なのか、何が問題なのか、なぜ否定するのかを援助者が納得いくまで確認するため(事実を確かめる質問ではなく)クライアントが状況についてどう思っているのか、どうしてそう思うのか、というクライアントの意味づけや解釈を理解する質問をしていく。こうした方法は、状況についての全体像を援助者とクライアントがリアルタイムを持って共有することを可能にする<sup>17)</sup>。

また、解決志向アプローチにおける「例外探し」や「ミラクルエクステション」「コーピングエクステション」といった質問技法も学ばなければならない<sup>18)</sup>。

(4) 感情労働であることを理解し、感情管理の方法を学ぶよう促す

SWとクライアントとの関係は本質的に権力関係である。そうした関係のもとでクライアントによい感情をもってもらおうよう関係づくりに努力することは、SW自身の感情統制を必要とする感情労働であるという理解を促す。ソーシャルワークの価値や目標を強調するあまり、SWの中に起るクライアントへの否定的な感情を、あつてはならないものとして無視するのではなく、感情管理の方法を課題として取り扱う。

(5) 自分のアセスメントの振り返り/反省(=リフレクション)の習慣を持つよう奨励する  
SWのアセスメントは状況についての1つの見立て、解釈にすぎないが、クライアントにとって

は権力を持つ者の見方である。SWとしての自分の理解はクライアントにとってどのような影響を与えるのか、抑圧的な言葉を使っていないか、ほかの見方やほかの言葉による説明はできないか、そうした振り返りを行うクセスをつけることを奨励する。また、可能な限り、クライアントに自分の見方をどう思えるかを尋ね、クライアントの解釈を聞くよう促す<sup>19)</sup>。

社会福祉士養成教育に携わる教員や卒業研修の講師を引き受ける熟練の実践者は、(1)~(6)を実践できるように、さまざまな機会をもちながら学ばなければならない。また、常に新しい問題・ニーズと理論およびスキルに敏感である必要がある。

注

- 1) ミルナーたちは、ケース会議やケース記録をもとにした研究、また、模擬アセスメントの実施に基づく研究などをいくつも紹介している。Miner, J., O'Byrne, P., Assessment in social work, Macmillan Press, 1998, 杉本徹夫/津田耕一監訳「ソーシャルワーク・アセスメント」, ミネルヴァ社訳, 2001年。
- 2) 堀口専子氏の造語で、介護保険を通して外部サービスが導入され、今までみえなかったが、例えば、高齢者虐待の存在がみえてきたといったことを指す。堀口専子「高齢社会と男女共働」(平成16年度高齢社会研究セミナー報告書), 内閣府共生政策統括官高齢社会対策室。
- 3) 塚たきり予防研究会編「高齢者虐待-専門職が出会った虐待-放任-」, 北大路出版, 2002年, 17~22ページ。なお、本事例は虐待対応として純々の課題を抱えているが、その点について本稿では触れない。高齢者虐待対応をめぐるポイントについては、副田あけみ「高齢者虐待事例への対応」(Aging & Health) No. 44, 長栄科学振興財団, 2008年)などを参照されたい。
- 4) ヘルパー利用を考えたのは、同居家族がいる場合、家族援助のためのヘルパー利用について保護者による制限が厳しくなっているからである。
- 5) 日本社会福祉実践理論学会編「改訂版 社会福祉実践基本用語辞典」, 川島書店, 1993年, 2ページ。
- 6) Turnell, A. & Edwards, S., Signs of Safety: A Solution and Safety Oriented Approach to Child Protection Casework, Norton & Company, 1999, 白水社二他監訳「安全のサインを求めて-子ども虐待防止のためのサインズ・オブ・セーフティ-」, アプローチ出版, 2004年。
- 7) 介護保険下でケアプランの自己作成を行っているマイケアプランの活動は、若者を主体的に生かすための高齢者と高齢者子孫の運動である。
- 8) 副田あけみ「在宅介護支援センターのケアマネジメント

9) こうした様式やアセスメントシートを活用することの意義と課題については、ソーシャルワーク研究所によるシンポジウム「ソーシャルワーク実践とアセスメント-ツールは必要なのか?」におけるシンポジストたちの発表が参考になる。また、米本秀仁の基調講演もアセスメントの本質について刺激的である(「ソーシャルワーク研究」Vol.31, No.2, 相川書房, 2005年, 91~123ページ)。

- 10) ジェネラリスト・アプローチについては、副田あけみ「社会福祉援助技術論-ジェネラリスト・アプローチの視点から-」(誠信書房, 2005年)を参照のこと。
- 11) 見方を変えれば、ジェネラリスト・アプローチは実践者の折衷主義の理論的基礎とも言える。副田あけみ「日本におけるソーシャルワーク実践のゆくえん-ジェネラリスト・アプローチの視点から-」(「社会福祉研究」第100号, 鉄道弘済会, 2007年)を参照のこと。
- 12) 信田さよ子「アディクショナルアプローチもうひとつの家族援助論-」医学書院, 1999年。
- 13) 感情労働の概念については、Hochschild, A.R., 石川進他訳「管理される心」(世界思想社, 2000年)を参照のこと。
- 14) 権力関係におけるこうした相互作用については、副田あけみ「福祉社会宣言」(岩波書店, 2008年, 61~62ページ)を参照のこと。
- 15) 前掲書1), ミルナー, 14ページ参照。
- 16) 解決志向アプローチでは、アセスメントとはクライアントとセラピストが共にやるべき活動のリストづくりに過程で明らかになる地図のようなものという厳然とした言い方をしているが、本稿では、これをオーラータナティブ(もう1つの)アセスメントと呼んだ(Kim, I. B., Family Based Services: A Solution-Focused Approach, W. W. Norton & Company,

1994, 磯貝希久子監訳「家族支援ハンドブック-リレーション・フォーカスト・アプローチ-」, 金剛出版, 1997年, 41ページ)。

クライエントのニーズや置かれた状況は多様である。ジェネラリスト・アプローチと解決志向アプローチ、構造的アプローチと解決志向アプローチのように、理論、技法を統合して実施するという折衷主義/統合主義がソーシャルワーク実践の原則となる(Stalker, C.A., Levene, J.E., "Solution-Focused Brief Therapy-One Model Fits All?" Families in Society, Vol.81, No.5, 2000, p.477, Lundy, C., Social Work and Social Justice, National Library of Canada, 2004, pp.136-138)を参照のこと)。

問題解決のジェネラリスト・アプローチを学んだ学生に、解決志向アプローチと同じトレンドスバースケッチとエンパワメント・アプローチを教授して実習させ、グループ討議をしていくという演習を行った結果、クライエントだけでなく学生も自己肯定的になるというよい結果が出たという報告もある(Cox, L., "BSW Students Favor Strangths/Empowerment-Based Generalist Practice" Families in Society, Vol.82, No.3, 2001, を参照のこと)。

- 17) 信田さよ子「カウセンシングで何ができるか」, 大月書店, 2008年, 55~56ページ。
- 18) Kim, I. B. and Miller, S. D., Working With the Problem Drinker; A Solution-Focused Approach, Norton, W. W. & Company, 1992, 斎藤孝監訳「依存問題とその解決」, 金剛出版, 1995年, 134~163ページ。
- 19) 副田あけみ, 前掲論文1), 49~50ページ。Fook, J. and Gardner, F., Practising: Critical Reflection. A Resource Handbook, Open University Press, 2007.

閲覧・貸し出しのご案内

財団法人鉄道弘済会は昭和7年(1932)に設立され、各種社会福祉事業を運営しております。その一環として、昭和40年(1965)に「福祉資料室」を設置しました。

福祉資料室は、社会福祉に関する図書・資料・雑誌・紀要等を広く収集し、無料で閲覧・貸し出し等を行う社会福祉専門図書館です。

また、福祉資料室は、本誌「社会福祉研究」の編集・発行ならびに「社会福祉セミナー」の開催など、社会福祉の情報センターの役割も担っております。

インターネットによる蔵書検索サービスもっております。  
http://www.kousaikai.or.jp

財団法人鉄道弘済会  
福祉資料室の  
ご案内

東京都千代田区麹町5-1(〒102-0083)

弘済会館2階  
TEL 03-5276-0325 FAX 03-5276-3606

- ・JR中央線 総武線四ツ谷駅下車、徒歩5分
- ・東京メトロ丸の内線四ツ谷駅下車、徒歩5分
- ・東京メトロ南北線四ツ谷駅下車、徒歩5分
- ・東京メトロ有楽町線麹町駅下車、徒歩3分

することから始まる。研究目的を明確にし、どのようなタイプの質的研究であるかを明示する。研究目的の後には、研究設問を記述することが多い。

緒言では、研究テーマに関わる研究の進展が挿入注方式で先行研究を踏つけて記述する。問題がどのように構築され、どのように取り扱われ、どのような結果が導き出され、判明したとと判明していないことを明らかにし、本研究の独自性を記述する。その後、以下の章の概要を簡潔に記述する。

(2) 研究パラダイムおよび方法論

ここでは研究をすすめる際に選択した質的研究方法(たとえば、現象学的研究、修正版グラウンデッド・セオリーなど)の概念的基礎について記述する。選択した研究方法に関する理論的根拠を提示し、ソーシャルワーク研究に有列であることの意義を記述する。他の質的研究法を簡潔に説明しながら、本研究において採択した研究方法の必然性に言及する。研究目的と研究方法の整合性に留意した理論的観点があること、研究の焦点、データ収集および分析、知見に影響を及ぼすことになる。

(3) 研究方法各論

質的研究は、特定した研究方法に卓越した研究者の指導的関係が必要になることが多いので、相互交流やスーパーバイズを受けたことを記述し、このタイプの質的研究を実施する能力があることを示す。研究デザインは数値的研究に比べて明確に定まっていない。研究の実施過程で「行きつ戻りつ」の試行錯誤を繰り返すこともあるし、データの「切片化」のように、文脈、背景と切り離してデータ化することもある。したがって、研究者は質的研究法の論理的特徴と長所を理解し、アビームルする。研究計画は、暫定計画と位置づけ、鏡型的にあてはめた研究をすすめるのではなく、研究目的と研究設問に合わせた柔軟な研究を意図することが必要になる。

研究に協力する施設や被験者集団を選択するプロセスについて明記する。質的研究においては、研究者参加者との良好な関係を構築することがとくに重要である。それができなければ質の高いデータが得られるし、それができなければ質の低いデータとなることも少なくない。研究参加者との良好な関係づくりは、倫理的検討に該当するようないんフォームド・コン

セントを基軸とした研究同意書、所属組織内の研究倫理委員会の研究承諾書などを得ることも必要になる。

データ収集段階の説明では、①データ収集者、②データ収集の源、③データ収集ツール、④データ収集期間、⑤データの記録・保管法について記述する。データ分析法の説明、信頼性、適切性、監査可能性を記述する。

(4) 現在の知見・問題点および研究結果の発表計画

ここでは、関連文献について要約し、文献の提示を行い、現在の知見を提示し、同様の方法で研究の問題点にも言及する。さらに研究結果をどのような形で発表するかを明記する。

(5) 参考文献

研究計画書に引用した文献を、APA (アメリカ心理学会) 書式に準拠して記述する。

(6) 付録

研究倫理審査委員会承諾書、研究の予算、及びアイテムテーブルを添付する。

【文献】

Brink, Pamela J. & Wood, M. J. (1994). *Basic Steps in Planning Nursing Research: From Question to Proposal*, 4th ed. Jones & Bartlett Pub. MA. (=1999小玉香津子・倫理史子訳『看護研究計画書—作成の基本ステップ—』日本看護協会出版会。  
Burns, Nancy & Grove, S. K. (2005). *The Practice of Nursing Research: Conduct, Critique, and Utilization*, 5th ed. Elsevier, Inc. (=2007, 黒田裕子・中木高夫・小田正秋・ほか監訳『看護研究入門—実施・評価・活用—』エルゼビア・ジャパン)  
久田則夫編(2003)『社会福祉の研究入門—計画立案から論文執筆まで—』中央法規出版  
岩田正美(2006)『一般的な社会福祉研究のデザイン』岩田正美・小林良二・中谷協明・ほか編『社会福祉研究法—現英世界に迫る14レッスン—』有斐閣, 86-105.  
河口てる子(2000)『第3章 研究計画の立て方』松本光子・小笠原知枝編『これからの看護研究—基礎と応用—』ヌーヴェル・ロカワ、25-39.  
黒田裕子(1997)『黒田裕子の看護研究 step by step』学習研究社。  
野崎佐由美(1999)『V 研究デザイン』井上幸子・平山朝子・金子道子編『看護における研究』看護学大系10, 第2版, 日本看護協会出版会, 63-100.

特集論文

ソーシャルワークの演繹的研究方法

和氣純子

ソーシャルワーク、演繹、定量的研究、エビデンスに基づく実践

1. はじめに

「演繹」とは、前提された命題から論理の規則に従って必然的な結論を導き出す思考方法をさし、個別的な事例や事実から一般的結論を導き出す「帰納」の対極に位置づけられる。一般に演繹法という場合、論理に従って展開される理論研究を思い浮かべることが、ソーシャルワークは、目標とする望ましい状態を想定し、その実現をめざす実践科学であることから、論理的整合性のみによって実践の内容や効果を論じることが現実的でない。むしろ、実践が論理的に展開され、現実世界において意図された結果がもたらされているかどうか、すなわち理論と実践の経験的妥当性 (empirical validity) を検証することが演繹的な研究にあたると思われる。検証の結果、経験的妥当性が認められなければ、理論と実践の間の矛盾やその要因を明らかにし、理論を現実に対応するよう修正したり、実践のあり方を見直す必要がある。このように、ソーシャルワークの演繹的研究は、検証の結果に基づいて、理論と実践の双方に対して修正や改善を促すフィードバック機能を有している(図1参照)。

本稿では、このような前提に基づき、抽象度の高い理論からソーシャルワーク実践を説明する仮説を構築し、その検証を定量的に行う研究方法について

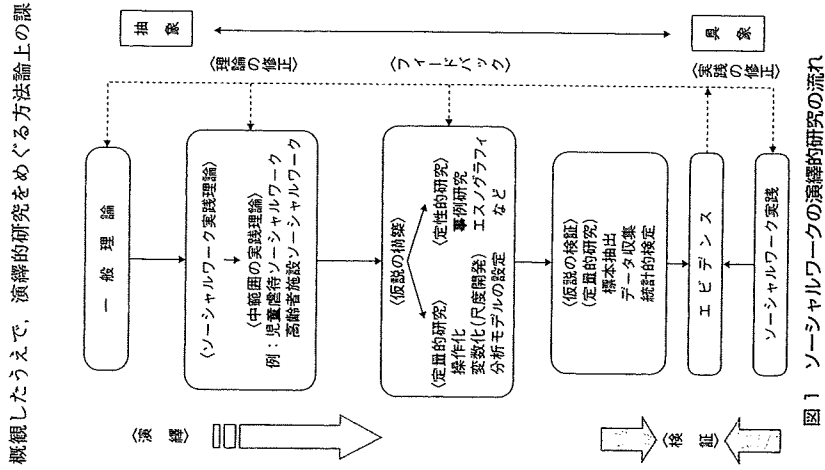


図1 ソーシャルワークの演繹的研究の流れ

わけ じゅんこ: 首都大学東京

題について考察する。

### 2. ソーシャルワーク実践理論の演繹的生成

「理論」は相互に関連する命題の体系であるが、その射程とする範囲や生成方法は同一ではない。例えば、マートン (Merton, R.K.) の「小さな作業仮説」[中範囲の理論]「概念図式」を内容とする包括的思弁」といった弁別や、グレイザー (Glaser, B.G.) とストラウス (Strauss, A.) による「グラランド・セオリー」と「グラランド・セオリー」の対比はよく知られているが<sup>2)</sup>、ここではさしあたり最も抽象度の高い理論を「一般理論」と呼んでおこう<sup>3)</sup>。一般理論は、さまざまな現象の説明に適用できる高い汎用性をもつ反面、抽象度が高く、具体的な対象の説明や検証には適さない。そこで、抽象度の高い一般理論を用いてソーシャルワーク実践を説明しようとする場合は、演繹的なプロセスを通して概念図式を具象化し、実践理論を導き出す必要がある。

例えば、ソーシャルワークの実践理論の形成に大きな影響を与えた一般理論にシステム理論がある。システム理論は、「適応」「構造」「機能」などの概念を用いて、多様なレベルのシステムに通底する特性やシステム間の相互連関の様式を説明するもので<sup>4)</sup>、当初、自然科学の領域で発展したが、戦後は社会科学にも導入され、ソーシャルワークの説明や分析にも用いられている。周知のように、ピンカス (Pincus, A.) とミナハン (Mihahan, A.) は、ソーシャルワークを①クライエント・システム、②ワーカー・システム、③ターゲット・システム、④アクション・システムの4つのサブシステムによる相互作用で説明したことで知られる<sup>5)</sup>。またジャーメイン (Germain, C.B.) は、システム論に生態学理論やストレス認知理論を融合させ、生活ストレスへの対処やそのための資源の活用を重視する、いわゆる「生活モデル」を生成した<sup>6)</sup>。

このように、ソーシャルワークの実践理論と呼ばれるものには、一般理論を準拠としながら演繹的に導き出されたものが少なくない。ただし、実践に即した論理展開を図るには、概念的であるのみならず、実践に関する現実的な理解と洞察が不可欠

であることはいままでもない。また、ソーシャルワークの実践領域は個別性や特殊性が高いことから、特定の領域やモデルで展開される、検証可能な「中範囲」を射程にした多様な実践理論が、演繹的あるいは帰納的に生成される必要がある。

### 3. ソーシャルワーク実践理論の検証方法

#### 1) 概念と仮説の操作化

ソーシャルワークの実践理論が演繹的に導き出されたとしても、それが現実世界のなかで理論通りに展開されているかどうかを検証しなければ、理論は「絵に描いた餅」に過ぎない。そこで、実践理論を用いて実践のプロセスや効果を系統的に検証することが求められる。しかしながら、実践理論とはいえ、依然として概念図式は網羅的で抽象度も高い。そのため、実践の経験的な検証においては、実践理論から具体的な場面に特定された「仮説」を構築し、その仮説を検証するという手法が用いられる。仮説は、主要な概念間の関係性を明示して事象の記述や説明を行うもので、通常は平易な文章によって表現されるが、経験的な検証を行う場合は、仮説や概念をさらに具体的に検証可能な形に置き換えなくてはならない。これが「操作化」(operationalization) と呼ばれるプロセスである<sup>7)</sup>。

#### 2) 分析モデルの設定

さらに、仮説を定量的に検証する場合は、操作化された概念定義を、属性の集合体である「変数」に置き換える必要がある。変数には、説明される変数である「従属変数」と、説明する側の変数である「独立変数」のほか、両者の関係を媒介したり独立変数の影響を統制する変数を想定する場合もある。これらの変数を統制する変数を想定する場合は、利用者を想定する分析モデルを設定する。例えば、利用者やワーカーの属性による影響を排除したい場合は、これらの変数が統制変数になる。また、特定の社会資源の多寡が実践の効果に影響を与えることが想定される場合は、その社会資源が媒介変数になる。なお、近年は、測定される変数以外にも、潜在的に存在する因子や誤差を変数として分析モデルに加える解析方法も登場するなど、分析モデルは複雑化する

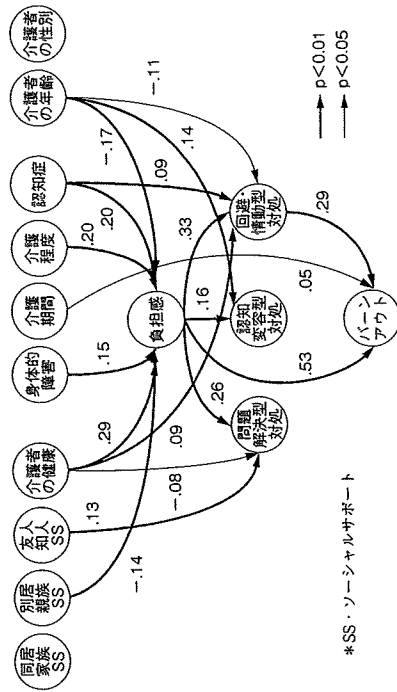


図2 介護ストレスのパス・ダイアグラム  
出典：和氣純子「高齢者を介護する家族」1998年 p.94 (一部改変)

傾向にある<sup>8)</sup>。

例えば、図2は、筆者がかつて行った在宅で高齢者を介護する家族の研究で用いた分析モデルとその結果である<sup>9)</sup>。この分析は、ジャーメインらの生活モデルに用いられたシステム論的ストレス認知理論を演繹的に用い、在宅で高齢者を介護する家族の介護ストレスへの対処のメカニズムをパス解析という手法によって分析したものである。紙面の関係で詳細にはふれないが、このモデルは、高齢者の身体的精神的状況 (ストレッサー要因)、介護者の基本属性 (属性要因)、介護者のソーシャルサポート (資源要因) によって介護者の介護に対する負担感 (評価要因) が決定され、その負担感を媒介して3次元の対処スタイルが形成されることで、結果的に介護ストレスの最終局面に位置するパーソナルアウトが制御されることを意味している。なお、分析にあたっては、対処スタイルやパーソナルアウトなどの概念が操作的に定義されるときにも、それらを測定するための尺度が、後述されるような一定の手続きに従って開発されている<sup>10)</sup>。

#### 3) 概念の測定と尺度開発

仮説と概念の操作的定義がなされた後は、概念を測定することになるが、人の行動や感情を変数としてとらえる場合には、系統的にデータを収集できるように設計され、その信頼性や妥当性が確認された、

いわゆる「標準化」された測定のための尺度が用いられる。欧米を中心に心理学や精神医学などの定量的研究の蓄積が豊富な領域では、こうした尺度が多く開発されているが、文化や言語の異なるわが国でそれらの尺度が標準的であるとは限らないため、わが国でこれらを用いる場合は、あらためて検証し直す作業が必要になる。しかしながら、わが国では定量的研究の遅れから海外で開発された尺度の検証が十分になされていないというえに、わが国の実情に即して開発され、標準化された尺度は限られている。したがって、わが国においてソーシャルワークの演繹的研究を行うためには、まずは変数を測定するための尺度を開発するところから研究をスタートさせていくべきでないことも少なくない。尺度の開発は、先行研究や自由記述法による質問紙調査などを通して、その概念をあらわすと考えられる項目を網羅的に収集したうえで、項目間の相関分析や因子分析によって当該概念を過不足なく的確に表す項目を選定する方法で進められる。またその際には、以下に示すようにその「信頼性」と「妥当性」の検証を行う必要がある。

#### 4) 信頼性と妥当性

尺度の「信頼性」とは、尺度の安定性や精度の高さをさす。安定性とは、測定者が異なっても、何回測定しても、同一の事象については常に同一の結果



が得られることを意味する。信頼性を検証する方法には、同じ対象者に2回調査を実施して測定値の相関関係から信頼性を推定する「再テスト法」や、異なる調査者による測定値の相関関係を分析する「測定者間信頼性」、さらに回答者が質問項目にどれだけ一貫した答え方をしているかをみる「内的整合性」による「信頼性」がある。内的整合性の検討には、「スプリット・ハーフ法」や内的整合性を示す統計量である「 $\alpha$ 係数」によって推定する方法がある。

次に必要となるのは「妥当性」の検証である。妥当性とは、尺度が意図する概念を正確に反映して測定しているかどうかを問うものであり、代表的なものには非経験的な方法で検討される「表面的妥当性」「内容の妥当性」や、経験的方法によって検証される「基準関連妥当性」「構成概念妥当性」があるが、一般的には後者の経験的なデータによって裏づけられる妥当性が重視される。ここでいう「基準関連妥当性」は、測定しようとしている現象を測定するための標準化された尺度と外的基準として、その尺度と新たに作成した尺度との関連を分析することによって検証される。また「構成概念妥当性」とは、尺度で測定される構成概念が理論的根拠をもつて構成されているかどうかを問うもので、近年では確証的因子分析や共分散構造モデル分析などによって、因子やモデルの適合性を統計的に検証する方法がよく用いられる。もともと、既述のように、信頼性・妥当性には多くの方法が提起されているものの、それらすべてを検証することは、さまざまな制約から難しいことから、実際にはその中からいくつかの方法が選択されることが一般的である。

5) 標本抽出

次に、仮説を定量的に検証する場合、どのように対象を選定するかが問題になる。仮説を検証して一般化したい場合、その対象全体を「母集団」と呼ぶが、母集団すべてを対象に調査を実施することは多くの場合、不可能であるため、その中から「標本」(サンプル)を抽出する必要がある。標本抽出にあたっては、標本の偏りを防ぐため無作為に抽出することが望ましいが、ソーシャルワークの領域では対象が限られていたり、対象へのアクセスが容易でないことなどによって無作為抽出が行えないことも

少なくない。また、先行研究が限られているため、仮説の検証よりも仮説の探索的な構築が求められる場合もある。このような時には有意選択法によって標本を選定することになるが、その場合には、標本の選択手順と特性を明確にし、結果の解釈において慎重かつ限定的である必要がある。

6) 統計的検定

最終的に、仮説の検証は統計的検定によって行われる。統計的検定は、標本調査によって明らかになった結果が、母集団についてもあてはまるかどうかを推定するものである。通常、標本データから直接的に仮説を検証することはできないので、「帰無仮説」を想定し、それが棄却されることを通して、間接的に本来想定された仮説(対立仮説)が支持されたということができ、帰無仮説を棄却するには、標本調査から得られた標本統計量の出現確率を求め、それが十分に小さいと判断された時(通常は5%または1%未満を基準にし、これを有意水準という)、帰無仮説が棄却され、対立仮説が採択される。

上述した図2を例にとると、各変数間に示された数値は、パス係数といわれる統計量で、その絶対値が大きければ変数の従属変数に対する規定力が大きいことを意味している。また、矢印の太さで有意水準5%未満と1%未満を識別している。矢印のない変数間の関係は統計的に有意な関連があることは認められず、線が太い方が統計的に有意である確率が高いということになる。なお、分析の結果をみると、想定された関係性のすべてが経験的に確かめられたわけではない。例えば、3次元で把握された対処スタイルはいずれも負担感に規定されているが、「問題解決型」と「認知変容型」はバーンアウトへのパス係数が有意ではなかったため、負担感からバーンアウトを生じさせざるメカニズムにおいて一定の抑制機能を果たしている可能性が考えられる。しかし、「回避・情動型」はバーンアウトを強める方向に作用している。この結果は、ストレス抑制機能をもつと想定される「対処」にも、そのスタイルによって機能や効果が異なる可能性があることを示唆している。いずれにしても、経験的な調査研究は一つの研究のみから結論を出すことはできないため、異なる標本を用いた追試や先行研究の諸結果との比較を通し

て、総合的に考察を行う必要がある。

4. 演繹的研究とソーシャルワーク実践のエビデンス

1) エビデンスの検証方法

冒頭において述べたように、ソーシャルワークの演繹的研究は、実践が理論に基づいて展開され、その結果、意図された効果もたらされたかどうか、すなわち実践の効果を示す科学的根拠(エビデンス)を検証するという機能をもっている。近年、科学技術の進歩や説明責任を重視する潮流から、経験や勘に基づき実践からエビデンスに基づいた実践への転換が謳われるなかで、エビデンスの検証が重要な研究課題になっている。そこでここでは、演繹的研究の方法論の観点から、ソーシャルワークにおけるエビデンスの検証方法とその課題について言及しておきたい。

1990年代以降、医療の領域で発展したエビデンスに基づく実践は、さまざまな批判や問題点はあるものの、ソーシャルワークの領域においてもその必要性が認識されつつある<sup>14)</sup>。ここでいうエビデンスとは、実践の有効性を示す科学的な根拠を意味しており、通常は「無作為制御調査」(RCT: Randomized Controlled Trials)という厳格な実験デザインによる検証によって得られる。RCTとは、ベースラインの状況に有意差のない、無作為に割り当てられた2つのグループに対して、特定の介入を行う「実験群」とそうでない「統制群」の介入後の効果の有意差を統計的に検証するという方法をいう。また、RCTによる調査研究の結果を系統的にレビューし、特定の介入や方法に関する有効性の大きさ(effect size)を既存の要約統計量から算出する、いわゆるメタ・アナリシスと呼ばれる手法を用いることにより、介入効果の有無やその多寡を比較することも可能である。こうしたエビデンスの検証作業は研究者や実践家によってなされるが、系統的なレビューには膨大な時間と労力が必要になることから、欧米では、コックレーン・ライブラリー(Cochrane Library)やキャンベル・レビュー(Campbell Review)といったデータベースのサイトが作られ、多数の評価者が協力者となって調査結果のレビューをウェブ

上にのせることによって、利用者の状況に即した介入効果のエビデンスに関わる大量の情報収集・公開されている<sup>15)</sup>。実践家は、このサイトにアクセスすることによって、利用者や状況に応じた介入方法の有効性に関する情報を収集し、より効果の高い介入方法を選択することができる仕組みになっている。

2) ソーシャルワークにおけるエビデンスをめぐる課題

医療の領域で発展したエビデンスに基づく実践は、ソーシャルワークにおいてもその重要性が認識される一方で、エビデンスについての考え方やその検証方法をめぐってはさまざまな議論がある。以下にその代表的なものをあげておきたい。

第一に、ソーシャルワークの対象となる利用者を無作為に振り分けるRCTデザインをめぐる倫理的問題である。利用者の問題が深刻かつ切迫している状況で、利用者を介入を実施する実験群と実施しない統制群に無作為に振り分ける方法には倫理的な問題が生じる可能性がある。ソーシャルワークの領域でRCTが実施可能な場面は、例えば基本的なサービスのほかにもオプションとして提供される実践に対して、その利用を希望する一定数の待機者が存在し、彼らが実験的研究の趣旨や方法を了解し、参加を希望した場合である。なおこの場合は、待機群についても実施群へのサービス終了後に同様なサービスが提供されるのが前提になる。しかしながら、本人への丁寧な説明と了解を前提にRCTによる治療が幅広く行われていた医療の領域と異なり、ソーシャルワークの利用者には判断能力に障害のある人や、調査研究に拒否的な人々も含まれるため、このような手続が踏めない場合がある。とりわけわが国では、個人情報保護法の制定によって、本人への説明や同意なくして調査を実施することが厳しく制限されるようになっており、説明と同意が困難な利用者に対するエビデンスの検証は、手続的にも一層難しくなっている。また、かねてよりソーシャルワーク実践の評価では、このような倫理的問題を回避するために、統制群を用いないシングル・システム・デザインによる効果の検証方法が提唱されてきた<sup>16)</sup>。しかしながら、シングル・システム・デザ

インであったも、介入と効果の因果関係を厳密に特定しようとする場合は、A-B-A-Bデザインなどの実験的な手法を採用することが求められ、その場合は介入を一時的とはいえ中断しなければならぬ。倫理的な問題は残される。

第二に、ソーシャルワークにおける介入の定義と、他のサービスを含めた介入環境の制御が難しい点があげられる。実践のエビデンスを検証するためには、実践方法が他の状況においても再現できるような操作性に定義されなければならないが、ソーシャルワークは「目に見えない」信頼関係を基盤に、生活支援と連動して展開されるため、どの部分がソーシャルワークの介入にあたるのかを厳密に区別して定義することが難しい。例えば、筆者がかつて行った介護保険施設相談員への全国調査においても、「何でも屋」と揶揄される彼らの業務には、介護や送迎など相談援助にとどまらない幅広い内容が含まれ、かつ、施設に設置が義務づけられた介護支援専門員との兼務や業務の重複が生じていることが明らかになっている<sup>14)</sup>。ソーシャルワークの歴史が長く、その実践が十分に根づいていないわが国では、ソーシャルワークのエビデンスを検証する以前の問題として、ソーシャルワーカーの実践そのものをまず把握するところから研究をはじめなければならないことも多しくない。さらに、利用者の抱える生活問題が多岐に渡ることが少なくないため、ソーシャルワーカーによる支援以外にも多様なサービスが提供されていることが一般的である。したがって、1種類の利用者の有無で実験群と統制群に分けたとしても、その他の支援やサービスといった介入要因を統制することが難しく、効果がどのサービスによってもたらされたのかを特定することが難しい。

第三に、ソーシャルワークの非定型性に起因する問題があげられる。医療の場合と異なり、ソーシャルワークで提供できる支援は制度や機関によって大きく異なることも、それらの制約を受けるため、必ずしも理想的なかたちで定型的な支援を提供することができないこともある。例えば、わが国における介護保険制度や障害者の支援費制度では、要介護度等によってサービスの利用限度額が設けられ、必要があっても相応の自己負担をしなければサービスを利用することはできない。その一方で、専

門家がサービスを必要であると判断しても、利用者がさまざまな理由から拒否することもある。また、ソーシャルワークでは利用者の自己決定が重視される。専門家の立場から理想的、効果的な支援プランが存在したとしても、利用者がそれを望まなければプラン通りに支援を実施することはできない。同じ状況にある利用者でも、本人が望む支援のパリエーションは多様であるとともに、利用者の動機づけのレベルによって介入効果は異なってくる。利用者の意思でサービスを利用していない場合は、ベースラインの時点でサービスに対する動機水準が低いことから、彼らをサービス利用者として対する統制群に加えることはできない。さらに、ソーシャルワークは、ソーシャルワーカーと利用者の関係性に基づく相互作用によって展開されるため、相互作用の同質性が確保されたとはいえず、人的要因によって効果が左右されることも大いにありうる。

このようなソーシャルワークの特性から、エビデンスに基づくソーシャルワーク実践については、エビデンスに加えて、利用者の自己決定や機関の組織的要因を総合的に判断する「臨床的専門性」を中心に据えた新しいモデルも提示されている<sup>15)</sup>。ただし、このモデルにおいてもエビデンスは必要構成要素となっており、上述したさまざまな課題をふまえても、その検証が求められることに変わりはない。

### 5. ソーシャルワークの演繹的研究をめぐる論点

以上、ソーシャルワークの演繹的研究について、主にその方法を中心に論じてきたが、最後に演繹的なソーシャルワーク研究を実施する際に考慮すべき点を1) 研究対象、2) 研究方法、3) 研究主体、4) 研究と倫理の4点から示しておく。

1) 研究対象—社会的排除からエンパワーメントへ—  
はじめに、ソーシャルワークの演繹的研究の対象と社会的排除の問題を指摘しておきたい<sup>16)</sup>。既述のように、演繹的研究は、「標準」を起点とする研

究方法であり、研究に用いられる尺度や分析方法もそのよう前提に基づいて開発されている。しかしながら、ソーシャルワークでは、必ずしも標準的な状況におかれていない「声なき人々」、すなわち判断能力や言語能力が十分に発揮できない認知症高齢者や重度障害者をはじめ、幼い児童や虐待されている人々や、彼らがおかれている状況を対象にして実践される場面が少なくない。また、支援や研究に拒否的な人々もいる。そのような場合、仮説の検証において彼らの「声なき声」をどのように把握し、演繹的研究に包摂することができかが課題である。ソーシャルワークの演繹的研究は、このような社会的に排除される可能性のある人々に焦点をあて、彼らの世界を検証し、理論に統合していかなければならないという使命をもっている。その際、その「声なき声」をどのように聴き、概念化し、変数化するのが課題である。標準化されている既存の尺度や方法が使えない場合も少なくないことから、彼らの状況に照準化した仮説の構築と測定ツールの開発が必要である。なお、従来の演繹的研究には、ややもすると研究者が一方的に仮説を構築・検証し、対象となる利用者は単に調査される存在であるという一方向的なイメージが存在した。しかしながら、現実世界を生きているのは利用者であり、利用者こそが自らの置かれている状況を最もよく知りうる立場にあるともいえる。また、その状況を利用者自身が理解・検証し、研究結果を活用することでエンパワーメントを図ることが求められている。したがって、ソーシャルワークにおける演繹的研究では、その対象は単なる受動的な存在ではなく、主体的な参加者であるという認識を確認することが重要である。

#### 2) 研究方法—「普通」対「個別」および「主観」対「客観」—

次に、方法的な観点から、「普通」と「個別」をめぐる論点があげられる。理論は現象の規則性を説明するものであり、普遍性を志向する。ただし、社会的な現象には目に見えない部分が多く、幅があるうえ、例外も存在する。とりわけ個別性・特殊性の高い事象にとりくむソーシャルワークの領域に、そもそも標準的な状況や人々を照準に生成された理論が演繹的に活用できるのかという疑問も生じる。

その一方で、ソーシャルワークが非標準的な事象を扱う領域であるからこそ、そのような場面における仮説の検証が理論の検証と一般化に必要であるという考え方もあるだろう。また、「普通」対「個別」という観点からは、調査方法をめぐってもさまざまな議論がある。本稿では、定量的な研究方法による仮説検証のプロセスを示したが、そののみが唯一絶対的な方法ではなく、事例研究や特定の個別現象を詳細に記述するエスノグラフィといった定性的な研究方法を積み重ねる方法もある。しかしながら、既述したように、一つの事例が普遍的な意味をもちうる自然科学的な事象と異なり、社会的な事象には多様性がある。したがって、事例の代表性を判断することが難しい場合、仮説の経験的妥当性の検証という観点からみると、事例的検証が十分な説得力を持ち得ないことも否めない。したがって、事例を用いる場合は、事例抽出の方法と当該事例の相対的位置づけを明確にしたうえで、検証結果の解釈においてより慎重な対応が求められることになる。

さらに、「普通」と「個別」の議論に加えて、「主観」と「客観」の問題もある。近代科学の所産ともいえるべき演繹的研究では、事象をより客観的な方法で理解し、説明することが「科学的」であるとされ、そうした立場や方法論が重視される。とりわけ仮説の検証においては、概念が共通の意味世界として解釈されることを前提に分析が行われるため、意味の共通性を最適化する方法が要求される。しかしながら、標準化された尺度とはいえず、それですべてが測れるわけではない。操作化された概念であっても、人によって捉える意味世界は全く同一ではない。このことは調査する者とされる者の双方について言えることから、調査研究は、主観的な意味世界をもつ調査者と被調査者の相互作用を通して構築されるプロセスであるとも考えられる。いずれにしても絶対的な「主観」や「客観」が存在するわけではなく、両者は相互に規定しあう相対的な視点に過ぎない。したがって演繹的な研究の遂行にあたっては、「客観的であること」を志向しつつも、同時に「客観的であること」の限界についても認識しておくことが重要であろう。



### 3) 研究主体

第三に研究の主体、すなわち担い手の問題がある。実践家-研究者の乖離が認識されて久しい。日々、実践するソーシャルワーカーは忙しく、研究に十分な時間を費やす余裕はない。一方、研究の世界は日進月歩であり、常に新しい理論や方法が生み出され、その検証や活用が求められる。このような中で、研究者はややもすれば実践からかけ離れ、実践家と研究者の乖離は拡大する傾向にある。こうした懸念に対処して、欧米では以前より実践しながら研究にも従事するソーシャルワーカーの養成や、研究者と実践家のパートナーシップによって研究の進展を図る必要性が論じられている<sup>17)</sup>。ソーシャルワークの演進的研究では、社会科学や行動科学で用いられる研究方法や解析技法の習得がまず前提となるが、わが国ではこれらの基本的方法がソーシャルワーク研究者の養成課程のなかで十分に教授されていない現状がある。さらに、ソーシャルワークの実践評価ということになれば、シングル・システム・デザインなどのソーシャルワーク実践の特性に応じた実践評価方法が習得され、実践の評価や仮説の検証に活用される必要がある。わが国においても、大学院を中心にソーシャルワークの研究方法に関わる教育の充実を図るとともに、実践家と研究者の有機的なパートナーシップを強化して、エビデンスを蓄積・公開・活用する仕組みを整備することが求められる。また、ソーシャルワークは、実践家と利用者の相互作用によって取り組まれる実践活動である。したがって、研究の対象の項でも述べたように、実践家と研究者に加えて、利用者の参加と協働によって展開される参加型の調査研究が、ソーシャルワークの研究方法として積極的に活用されるべきであらう<sup>18)</sup>。

### 4) 研究と倫理

最後に、演進的研究とソーシャルワーク倫理の問題についてあらためてふれておきたい。演進的研究では、帰納的研究であれ、ソーシャルワーク研究は、あくまでもソーシャルワーク倫理のもとで実践されることが前提であり、利用者の人権や利益の遵守が何よりも優先されることはいまうまでもない。しかしながら、RCTの採用をめぐる論議からも明らかのように、経験的な検証をめぐらす演進的研究では

「科学的手続き」を重視するあまり、ソーシャルワークの倫理と齟齬する場面に遭遇することが少なくない。その結果、演進的研究が敬遠されたり、不適切な研究方法が安易に使用されていることもあられる。こうした実践に対する検証プロセスの不在から、不適切な実践が是正される機会を失い、結果的に利用者や被害を受ける事態も発生している<sup>19)</sup>。その一方で、わが国では社会福祉法の制定によってサービス評価のシステムが取り入れられているが、その方法論に目を向けると、施設設備や人員配置といった基盤整備の評価に重点がおかれていたり、評価者が便宜的に評価方法を考案・活用しているなど、本稿で紹介したような手続きに基づいた実践のエビデンスの検証にはなっていない場合が多数を占めているのが現状である。いずれにしても、理論と実践はどのような方法を用いれば、両者の相互作用的な発展を図ることが可能なのか。こうした本源的な問いかけが、「科学的手続き」を重視する演進的研究の遂行に当たって十分に吟味されなければならない。

## 6. 結びにかえて

ソーシャルワークにおいても利用者や社会に対する「説明責任」(アカウンタビリティ)が求められる時代を迎えている。こうした社会の要請に応えるためにも、理論を用いてさまざまな場面におけるソーシャルワーク実践を経験的に検証することが従来にも増して重要になってきている。また、このような実践の経験的検証を通して、理論と実践の矛盾が明らかにされ、理論の修正や実践の改善を促すことが可能になる。ソーシャルワークの演進的研究が、このような理論と実践の相互作用においてフィードバックの機能を果たすことで、利用者の最善の利益を追求する実践科学としてのソーシャルワークの発展が可能になると言えよう。

### [注]

- 1) R.K. マートン, 森東吾ほか訳 (1961) 『社会学と社会構造』みすず書房。
- 2) B.G. グレイザー & A.L. ストラウス, 後藤隆ほか訳 (1996) 『データ対話理論の発見』新曜社。
- 3) 岩田正美・小林良二・中谷聡明・福業昭英編 (2006) 『社

- 4) Hiller, J.G. (1978) Living Systems. McGraw-Hill Book Company.
- 5) Pincus, A. & Minahan, A. (1973) Social Work Practice: Model and Method. Peacock Press.
- 6) Germain, C.B. (1973) An ecological perspective in casework practice. Social Casework. No.4. p.323-330. なお、ジャーメインらは次の文献で新しい概念を加えた生活モデルの改訂を行っている。Germain, C.B. & Gitterman, A. (1996) The Life Model of Social Work Practice. (second edition). Columbia University Press.
- 7) 社会福祉の調査方法論に関しては、3)の他に次のような文献が参考になる。今田高俊編(2001)『社会学研究法: リアリティの捉え方』有斐閣。坂田蘭一(2003)『社会福祉リサーチ』有斐閣
- 8) 岩田秀樹 (1998) 『共分散構造分析 (入門編)』朝倉書店などを参照。
- 9) 和気純子 (1998) 『高齢者を介護する家族』川島書店
- 10) 研究全体の概要については次の文献を参照されたい。東京高齢者総合研究所編 (1996) 『高齢者の家族介護と介護サービスニーズ』光生館
- 11) Robert, A.R. & Yeager, K.R. (2006) Foundation of Evidence-Based Social Work Practice. Oxford University Press. EBSW については、わが国では秋山朝二がその動向を論じている。秋山朝二 (2006) 『Evidence-Based ソーシャルワークの理念と方法』『ソーシャルワーク研
- 12) Cochrane Library は <http://www.cochrane.org/> を参照。Campbell Review は <http://www.campbellcollaboration.org/> を参照。
- 13) シングル・システム・デザインの方法論については、平山尚・武田文・藤井美和 (2002) 『ソーシャルワーク実践の評価方法』中央法規出版に詳しい。
- 14) 和気純子 (2006) 『介護保険施設における施設ソーシャルワークの構造と要因』『厚生指針』第53巻15号, pp.21-30。
- 15) Regehr, C., Barber, J., Trocme, N., Hart, S. & Knoke, D. Towards an evidenced-based model for risk assessment in child welfare: Concept paper. Ottawa: Social Sciences and Humanities Research Council of Canada. 前掲書11) p.8.
- 16) Sheppard, M. (2006) Social Work and Social Exclusion. Ashgate Publishing Company.
- 17) Hess, P.M. & Mullen, E.J. ed. (1995) Practitioner-Researcher Partnerships. NASW Press.
- 18) 参加型調査については、中野敏子 (2004) 『知的障害のある人の参加型研究の検討—支援方法の改善にむけて—』『明治学院大学論叢』第713号, などを参照。
- 19) 例えば、厚生労働省の調査によれば、平成18年度の養介護施設従事者等からの虐待については273件の相談・通報があり、うち54件が虐待であると認定されている。

# 子どもの保護という側面からみた慣習の再考

——「養児保護」に着目して——

姜 恩 和

要旨：日本では伝統的に養子縁組や里子家庭委託など、「他人の子ども」の養育が盛んに行われていたが、このような慣習を家庭的養護の一種、または家庭的養護が発展しうる地盤としてとらえる観点からはあまりみられない。それは、慣習が子どもを安全を脅かす危険性をはらんでいたことへの注目の注目が大きい。本稿では、児童保護行政の誕生期の大正後半に着想されていた「養児保護」に着目することによって、慣習が子どもを家庭的養護として残り得た可能性を思い出すことを目的とした。

「養児保護」の対象となるのは施設や親戚などのは施設や親戚などがなく、危険にさらされる可能性が最も高い子どもたちであり、養児がおかれていた不適切な環境や養育者の利益に左右される状況を改善することが主目的とされていた。一方で、「養児保護」は他人の家での子どもを委託するという慣習を残しつつ、子どもの保護を図る可能性を含んでいたが、それは実現に至らず、「養児保護」が制度化することはなかった。

Key Words：慣習、「養児保護」、家庭的養護、児童保護行政

## 1. 課題設定と研究方法

1. 課題設定  
日本は伝統的に養子縁組や里子家庭委託など、非血縁者による養育が盛んに行われていた歴史をもっている（有賀 1969；竹内 1969；岩本 2006）。しかし、「他人の子ども」<sup>1)</sup>の養育という慣習を、家庭的養護の一種、または家庭的養護が発展しうる地盤としてとらえる観点がありみられないのは、松本（1985）、宮島（2006）の指摘のように、明治末期から大正、昭和にかけて、養育料を目的として子どもを貰い受け、子捨てや殺害を繰り返す事件が数多く発覚したことなど、慣習が虐待や売買などの危険性をはらんでいたことに注意

2009年5月1日受付/2009年11月4日受理  
KANG Eunhwa  
首都大学東京都市教養学部  
E-mail: miuna@umt.ac.jp

でも、報酬を受けられることを目的として養育される場合などにおいて、公の介入が必要な「養児保護」の対象としたのである。これを家庭委託の一種としてとらえる観点とはほとんどなかつたが、それがただちに他人の家での委託をすべて禁じる方向へ進むことを意味したわけではなく、この構想が実現していれば、子どもの安全を脅かす危険性を私拭し、私的な家庭委託を公的な里親制度として発展させていく流れが確立する可能性も考えられたが、それが実現することはなかった。

本研究では、「養児保護」に着目することによって、他人の子どもの養育という慣習が家庭的養護として残り得た可能性を探り、「養児保護」の制度化がどのような経緯によって実現しなかつたかを明らかにすることを目的とする。

## 2. 先行研究

この項では先行研究における慣習の捉え方について述べた後、欧州の例との比較を行い、慣習への関心が阻まれた理由を導き出す。

松本（1985：81-93）は、現行里親制度の発足と問題点について、たてまえ上、近代的児童福祉施策として里親制度の重視が標榜されたものの、実際には戦前の私的、営利的になされていた一般の里子預りについて、養育料あるいは労働力をあてにしているという根強い不信感があつたことを指摘している。したがって、高度経済成長のなかで、農業人口が減少し、児童労働の活躍の余地がなくなつたことは、労働力利用の目的による里親申込みを減少せしめ、これが量的にみた里親不振のひとつの原因であり、制度の本来の発展にとつてむしろ望ましいことであるとした。

宮島（2006：2）も、明治末期から大正、昭和の初期にかけて、養育料を目的として、子どもを貰い受け、子捨てや殺害を繰り返す悲惨な事件の報道とそれへの注目が、昭和8（1933）年の（旧）児童虐待防止法、昭和12（1937）年の母子保護法の成立へとつながり、養親・里親養育への不信にもつながつたと指摘している。したがって、「この国の『伝統』とは、『家』や夫婦のため

の養子縁組・里親委託なのであって、子どものためめとは、異質なものであり連続的に捉えることは適当でない」（宮島 2006：17）との考え方を示している。

このように先行研究では、戦前の慣習による里子は、養育料あるいは労働力をあてにしているものとし、子どもの保護とは明確に区別されるものとしてとらえている。

しかし、諸外国の里親制度の発展過程においては、必ずしも最初から子どもの保護に重点をおいて制度をスタートさせたわけではなかった。欧州を例にとると、イギリスでは劣悪な条件で労働を強いられていた児童に対して法律の整備を重ね、1870年に里子の委託先に対する規制、監督、養育費の支給などを規定する「里子規制」を制定し、1879年には職業的な里親に対して地方当局に登録して認定を受けることを義務づける「乳幼児生命保護法」が制定される過程を通して、子どものための里親制度を確立していった（桑原 1989）。ドイツの場合は、「19世紀末に、他人の家庭で育てられる子どもたちの保護のために、ライプツィヒやハンブルクで公的機関が里親家庭の監督に乗り出したのが公的里親制度の最初である」（高橋 2004：88）。デンマークでも、19世紀に田舎の里親へ預けることが多かつた子どもたちは、労働して生活費を稼ぐことが期待されており、20世紀に入ってからその不適切性が認識され、子どもへのケアに関連する法が制定されたのである（湯沢 2004：149）。

このような諸外国の例を参考にすると、日本では他人による子どもの委託という慣習が家庭的養護とは異質なものであるとしてとらえられてきたため、私的な家庭委託が公的な里親制度として発展していく動きに対する関心自体が阻まれてしまったのではないかと思われる。

## 3. 研究方法と用語の定義

これまで「養児保護」に焦点をあてた先行研究はほとんど行われていないが、「養児保護」は、慣習として行われていた「他人の子ども」の養育

を行政側がどのようなようにとらえていたかを示す材料である。本稿では、児童保護行政の誕生・揺籃期の立案文書や内務大臣の諮問機関として設置されていた各種の調査会の資料、また児童保護行政に関わる会議資料を通して、「養児保護」の内容はどのようなものであったか、またそれが実現に至らなかつた経緯について分析する。

以下は、本稿で用いる用語の定義および「養児保護」の背景となる戦前の児童養護状況について述べ、戦後の社会的養護との違いについて簡単に記しておく。

戦後の社会的養護は「施設養護」と「家庭的養護」に大別され、児童相談所が措置機能をもち、保護が必要な子どもを施設または里親に委託する。里親制度は「家庭的養護」の柱であり、2002年10月、2009年と続く制度改正によって、里親の種類が養育里親、親族里親、短期里親および専門里親に分けられた。さらに家庭復帰が可能になるまで育てる養育里親と、法的に親子になる「養子縁組」を前提とした里親に分けられるなど、目的に応じてその種類が明確に区分されている。

一方戦前の児童養護状況についてみると、「本邦社会事業概要」(内務省社会局 1922:93)では、育児事業を「棄子、孤児、他の貧児並に迷児にして扶養を受け能はざるものを養育する事業」としている。その育児事業を行う施設として、育児院、育児施設などが併用されていた。育児施設での養育方法は、「乳児は之を里預けに出し、院内にて養育する者は多く年齢中の児童なり」(内務省社会局 1922:98)というものであった。さらに退院後に関しても、「父母其他親族に引取らせ能はざるものは、多くは義務教育終了後職業又は家事見習いの為め適当なる家庭にその養育を委託し独立を図る」(内務省社会局 1922:99)ことから、施設が家庭的養護にも深く関わっていたことを知る事ができる<sup>98)</sup>。

「養児保護」の対象となるのは、このような施設の関与のない子どもである。1. で述べたように、「養児」とは、委託や養子縁組、その他扶養義務者以外の者によって養育される14歳未満の

子どものことで、委託によって養育される児童は「里子」、養子縁組をして養育する児童は「養子」である。「養児」のなかでも、報酬を受けることを目的として養育される場合や、乳母がないのに1歳未満の養児を養育しようとする者、養児2人以上を養育しようとする者、公費の救助を受ける者などによって養育される場合に、公の介入が必要な「養児保護」の対象とされた。ただし、14歳未満の養児であっても、養児を養育する者が養児の親戚であるとき、または児童保護を目的とする官立公立もしくは公益法人の施設、その他児童保護に関して行政官庁の許可を受けた施設であるときは養児保護規定が適用されず、養児が家督相続人である場合も同様であった。

したがって、「養児保護」は、施設や親戚などの介入がなく、最も危険にさらされていたといえる。次節から、各種の調査会の資料、また児童保護行政に関わる会議資料を通して「養児保護」の内容を分析し、慣習として行われていた「他人の子ども」の養育を行政側がどのようなにとらえていたかを明らかにする。

## II. 児童保護行政における養児保護案

この節では、明治期の「里子及養子に関する規定」(社会保障研究会 1982:690-1)と明治44(1911)年に開かれた育児事業協議会、そして内務省と教済事業調査会における養児保護案を分析することによって、児童保護行政において「養児保護」がどのように考えられていたかについて考察する。

### 1. 明治期の「里子及養子に関する規定」

まずは、後に構想される養児保護規定の前身ともいえる、徳島県・福井県・愛知県「里子及養子に関する規定」について分析する。これらは報酬を得て幼児を養育する者の届出を定めた点においては共通しているが、詳細な内容はやや異なる。

最も時期の早い明治26(1893)年12月16日に制定された福井県の規定は以下のとおりであるが、養育者の届出以外に、実父母の届出について触れている点は特徴的である。

福井県令第六十五号 何等の名義を以てするに拘はらず六歳未満の幼児を金錢其他の報酬を得又は得るの契約を以て子養し若しくは受託養育する者は其児の実父母私生のもものは其生母の住所氏名を記し七日以内に所轄警察署又は分署に届出づべし  
実父母又は生母は幼児保護の目的を以て其養育主の住所氏名を記し養育主所在地の警察署又は分署へ届出ることを得。  
(社会保障研究会 1982:691, 傍点は筆者)

上記の内容から、養育者の届出を義務としていたのに対し、実父母の届出は強制力がなく、「幼児保護の目的」と併せられており、この規定が必ずしも報酬の給むものだけを想定していたわけではないことを知る事ができる。

続いて明治28(1895)年10月6日に制定された徳島県の規定では、受託者と実父母の届出を分けず、連署するようになっている。

### 育児保護規則

第一条 何等の名義を以てするに拘はらず金錢其他の報酬を得又は得るの契約を以て六歳未満の幼児を子養し若しくは受託養育する者は其幼児の父母(父母なきときは其保育者)と連署の書面を以て七日以内に所轄警察署又は同分署へ届出づべし。(社会保障研究会 1982:690, 傍点は筆者)

連署の形をとっている徳島県と、前述の福井県の規定では実父母について触れているが、それ以降の愛知県の規定からは実父母についての規定はなくなり、もっぱら養育する者に関する内容へと絞られる。愛知県では、届出の内容が簡書書きとしてより具体化されており、また他の二県の「養

育児」とは異なり、「養児」としている。

愛知県令第九号 何等の名義を以てするに拘はらず金錢物品其他の報酬を受け又は受けるの契約を以て五歳未満の幼児を引受け養育するものは引取りたる日より七日以内に左の事項を記載し所轄警察官署に届出べし届出の後其事項に変更を生じ又は養児死亡したるときは即日届出べし  
明治三十年二月二十二日

- 一 養児の氏名、生年月日及其実父母(私生児)にありては其母)の住所氏名
- 二 養育料其他の報酬を受け又は受くる契約に関する事項
- 三 養育者の住所氏名及び家族の員数  
(社会保障研究会 1982:691)

三県とも親元の直接交渉に基づき子どもに報酬が給むことを警戒しているが、福井県において、実父母の幼児保護を目的とする届出を規定していることは、慣習が児童保護との接点を持ち得る可能性を示唆している。

## 2. 育児事業協議会を通してみた児童の委託

この項ではまず、内務省関係者と育児院長をはじめとする施設職員たちによって開かれた「第一回育児事業協議会」(育児事業協議会 1911)を通して、育児施設がどのように子どもを委託に関わっていたかを分析する。この資料を取り上げることにより、施設と関わりのない子どもを想定した養児保護規定が打ち出された背景をより深く理解することができると考えられる。

明治44(1911)年に開かれた第一回育児事業協議会では、育児の方法から施設運営、退院後の保護などに至る幅広い内容が協議された。そのなかで、家庭委託と関連するものとして「第五 退院者二関スル事項」「第六 委託児童及徒弟<sup>99)</sup>委託二関スル事項」について取り上げることとする。「第五 退院者二関スル事項」では、退院者と院との連絡方法や退院後の保護方法、退院後の成

継続状況について議論されている。養育者および孤児のよう保護者のない子どもを養育者や兄弟に出している施設が多く、内務省囑託の留置委員から、子どもの虐待についての危惧が示されたが、それに対してまずは、子どもを外に連れ出す前に家として調査し、委託した後は見回りを実施しているとした。また、保護者の家が子どもを養っていただけという十分な見込みがないと返さず、養育者に連わす家は子どもがいけない家に限定する、子どもを引き渡すときに虐待しないなどの約束をもらおうなど、子どもの安全の確保のためにさまざまな工夫がなされていた。

次は「第六 委託児童及兄弟委託ニ関スル事項」についてである。

当時は乳児への人工栄養の確保が十分できず、乳児を里子に出すという方針がみられる。乳児については乳で育て、乳がいなくなったら里子から院に戻るようになっているが、引き続き育てたいと里親から申し出がある場合は、里親の能力を測ることや、子どもの体重を測ることなどを通して問題がないと判断した場合に引き続き預けていく。その際に、里親の質をどのように保てるかが大きな課題であった。

兄弟委託の子どもの年齢は大体13、14歳であるが、一般に施設の子どもに対しては、容易に兄弟にできると思う人が多く、申し込み者も多い。しかし、子どもの安全を守るためにはその家庭を十分に調べ、具体的な契約書をとっておかなければならない。また、兄弟委託の際に育児院の子どもとしてではなく、経営者の名前の下で預けるほうが、子どもの利益となるという意見がみられる。

この協議会の議事録を通して伺えるのは、まだ国としての統一した育児施設や育児保護の方法が提示されていない段階において、各施設が子どもの安全を守るために知恵を絞りが外から外部委託を実施していたことである。施設からの委託は、おむね、乳幼児を里子に出して学齢期に院に戻すこと、退院後に養育者や兄弟に出すことの2つに分けられるが、子どもの安全の確保のために、子どもが連わされる家を事前に調査し、委託した後

見回りを実施する点については養育者組と里子家庭委託、兄弟ともに共通していた。

ここでは養育者についての直接的な言及はないが、後の「救済事業調査会」の委員となる小河の「里子の保護に就て」(小河 1913)を参考にすることで、外部での子ども委託の状況を知ることができる。

すなわち、里子に預ける場合は、公設または私営の見守り施設機関の交渉による場合と、親元の直接交渉に基づく場合の2種類があり、前者と、直接交渉のなかでも中等以上の家庭の場合はあらかじめその家庭の選択に注意を払うことができるため、弊害が少なくなることが期待できる。ただし、すべての施設に対してそのような期待をもてるわけではなく、また私生児や一般下層社会においては、里親の選択や養育料を払えるだけの余裕がなく、子どもが悲惨な状況におかれる可能性がきわめて高いため、里子を保護するという意味で里子取締法規を制定すべきとしている。つまり保護機関によるか、親元の直接交渉によるかによって区別することなく、里子の保護のための包括的な取締法が論じられていたのである。もしこれが実現していれば、先行研究で述べたような諸外国の例と非常に近い形で里親制度が確立していったのではないかとと思われる。

しかし、その後に出された内務省の養育保護案は、親元の直接交渉に限定したものであった。それは、施設からの里預けにおいては各施設の努力によってある程度子ども安全が保たれており、そのためまずは保護の必要性の高いほうから優先的に取り扱おうとしたことの表れではないかと思われる。

### 3. 内務省と救済事業調査会<sup>6)</sup>における養育保護案について

この項では救済事業調査会と内務省の間で行われた、養育保護案に関する審議、答案について分析する(内務省社会局 1920)。

救済事業調査会は、発足直後の大正7(1918)年7月6日に、政策的対応が必要な項目について

て、「一、生活状態改良事業、二、貧民救済事業、三、児童保護事業、四、救済的衛生事業、五、教化事業、六、労働保護事業、七、小農保護事業、八、救済事業補助監督」の8分類にそれぞれ詳細な項目を設け、当時の内務大臣水野錬太郎宛に報告した<sup>7)</sup>。児童保護事業に関しては、(1) 養育、(2) 貧民教育、(3) 児童虐待防止、(4) 少年労働防止、(5) 浮浪児、不良児ノ処置、(6) 少年犯罪防止、(7) 其他の7つの詳細項目を挙げ、特に(1)から(3)を「政府ニ於テ速ニ調査ヲ遂ケ語問ノ上実行セラレンコトヲ望ム」項目として掲げた(内務省社会局 1920: 12)。

調査会の案に対して、内務省は、約1年3か月後の大正8(1919)年10月29日に、内務省発地第258号の「議案 児童保護ニ関スル施設要綱」を発し、救済事業調査会に次のような内容の審議を求めた。(1) 児童保護ニ関スル機関ノ設置、(2) 就学保護ノ方法、(3) 養育保護ノ方法という3つの項目と、最後に(参考)として母子扶助ノ方法が付け加えられている。これは救済調査会の案とは相当異なる内容であり、「養育保護ノ方法」は内務省の案で登場したものである。その理由として考えられるのは、下記で述べる内務省の「養育保護」についての調査結果である。

大正11(1922)年の本邦社会事業概要には、大正8(1919)年3月末の時点で、報酬をもつてする16歳未満の養育の調査結果について書かれている。その数は東京府を除き里子9879人、買子9891人で、合計19,770人(男8,698人、女11,072人)であり、預かっている人の職業別では、農家が最も多いが、芸妓屋、貸座、遊芸縁等、児童養育上最も不適当な職業に就いている者も少なからず占めていた。この調査結果の紹介とともに、「一般に里子買子等の養育の中には私生児、極貧者の児童等多く、又保育人は利益を目的とし、児童を犠牲にする場合多きが故、養育児童の健康並びに教育に關シ公の保護監督を行ふこと極めて重要なり」(内務省社会局 1922: 129)とし、「養育保護」に關する統一的法規の制定が急務であるとしている。

内務省が「養育保護」に關してまとめた要綱では、「何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハス利益ヲ受ケ又ハ之ヲ受クルノ目的ヲ以テ委託ニ依リ養育スル児童(里子)又ハ養育者組ヲ為シ養育スル児童(買子)ハ一定ノ年齢ヲ限リ養育トシテ之ヲ保護スルコト」とし、「養育ヲシテ正規ノ労働ニ従事セシムルトキ、特定ノ業務ニ就カシメ又ハ就カシメムトスルニキ」を、利益を受けることを目的とした養育とみなし、養育を養育する者は児童を引き取るときから7日以内に住所地区町村長に届け出ることとした。これは親族や児童保護を目的として許可を受けた施設には適用されず、もっぱら他人による私的な養育が対象となるもので、保育人の利益のために児童が労働に従事することが強く警戒されている(内務省社会局 1920: 32-3)。

調査会は、内務省の案を受けて検討を行い、2か月後に「養育保護」に關して以下のように提案した。

### 三 左ノ要綱ニ依リ養育保護ニ関スル法ヲ制定スルコト

(一) 養育ト称スルハ左ノ各号ノ一ニ該当スル十四歳未満ノ児童ヲ謂フコト

- (1) 委託ニ依リ養育セララルル者
  - (2) 養育者組ニ依リ養育セララルル者
  - (3) 其ノ他扶養義務者ハ同一ノ家ニ在ル者以外ノ者ニ依リ養育セララルル者
- (二) 養育ヲ養育セムトスル者左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ養育ヲ引取りタル時ヨリ七日内ニ住所地市町村長ニ届出ツヘキコト但シ養育者相續人タル場合ハ此ノ限ニ在ラス

- (1) 何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハス報酬ヲ受ケ又ハ之ヲ受クル目的ヲ以テ養育ヲ養育セムトスル者
- (2) 乳母ナクシテ一歳未満ノ養育ヲ養育セムトスル者
- (3) 養育二名以上ヲ養育セムトスル者
- (4) 公費ノ救助ヲ受クル者
- (5) 内務大臣ノ指定スル業務ニ従事スル者
- (6) 内務大臣ノ指定スル犯罪ニ因リ刑ノ執行